

イングランド法における 契約書解釈原則の「根本的変更」

—Investors Compensation Scheme Ltd. (ICS) 事件貴族院判決と
Hoffmann 卿の5原則の意義—

小 松 昭 人

目次

- 一 序論
- 二 ICS 事件
 - (一) 事案
 - (二) 下級審の判断
 - (三) 貴族院の多数意見—Hoffmann 卿による5原則の提示
 - (四) 小括
- 三 若干の検討
 - (一) 契約解釈の前提—客観的アプローチ
 - (二) 契約書解釈の伝統的アプローチ
 - (三) 契約書解釈の伝統的アプローチが前提とする言葉の「意味」
 - (四) 契約書解釈における取引の「背景」と「目的」
 - (五) 契約書解釈の現代的アプローチ
- 四 結語に代えて

一 序論

比較法の観点から、契約の解釈という法律家の営為を眺めるとき、大陸法体系とコモン・ロー体系との間には、法律家が解釈の対象として一般に想定するものに、顕著な違いが見られる。すなわち、ある比較法学者によれば、「ヨーロッパ大陸諸国の法律家は、契約の解釈において、口頭契約 oral contracts と書面契約 written contracts を区別しないのに対して、イングランドの法律家は、もし解釈の問題を取り扱うならば、その検討の範囲を、書面契約に本能的に instinctively 限定する傾向にある⁽¹⁾」。

-
- (1) Stefan Vogenauer, 'Interpretation of Contracts: Concluding Comparative Observations' in A. Burrows and E. Peel (eds.) *Contract Terms* (Oxford: Oxford University Press, 2007) (以下、同論文を、Vogenauer (2007)と略称する), p. 123 at p. 124.

このことは、比較法学者だけでなく、イングランドの契約法学者も自認しており、たとえば、H. G. Beale (ed.), *Chitty on Contracts* (31st ed., London: Sweet & Maxwell, 2012) (以下では、同書を、Chitty (2012)と略称する), vol. 1, para. 12-041 は、契約条項の「解釈の一般原則 General Principles of Construction」を述べ始めるにあたり、「しかしながら、本章では、以下で取り扱う解釈の諸原則は、文書 written documents との関連で主として発展してきており、したがって、この文脈では「解釈 construction」は、裁判所が、書面合意の明示条項において in the express terms of a written agreement, 当事者によって使用された言葉に付与された意味に到達する過程（それは、時に、解釈 *interpretation* と呼ばれる）を意味する」と断っている。したがって、イングランドおよびコモンウェルス諸国の判例および文献において、「契約 contract」という表現が用いられていても、それが、文脈上「書面契約 written contract」ないしは「契約書 contractual document」と同義で用いられていることがある。この点、注意が必要である。

本文にもあるように、イングランドでは、契約解釈の問題が書面契約に限定して論じられる傾向にある。その一方で、口頭契約における契約条項の意味および趣旨の認定は、契約法教科書などでもほとんど取り上げられない。その理由の1つは、文書解釈の問題が法律問題 question of law と性

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

このように、イングランドの法律家は、ヨーロッパ諸国の法律家と比べて、「契約」の解釈の問題とえば「契約書」の解釈の問題を想起する傾向にある。そして、イングランドの裁判所もまた、契約書の存在を重視し、その内容を増補したり、否定したり、改変したりするために、原則として、契約書以外の資料は証拠として許容されないとする準則を形成した。これが、契約書以外の証拠排除の準則 *parol evidence rule* である。⁽²⁾ 同準則は、大陸法体系の観察者の視点からは、「証拠法と契約解

質決定されていることに求められよう。そもそもイングランド法では、文書解釈の問題は、法律問題であり、裁判所が判断すべきものとされている。当然、契約書も文書的一种であることから、書面契約の解釈の問題もまた、法律問題とされる。書面契約の解釈問題に関する裁判所の判断は先例となり、後続の同種の事件において裁判所を拘束することになる。これに対して、口頭契約の意味および趣旨の認定は、元来は、事実問題 *question of fact* とされ、民事陪審 *civil jury* に委ねられていた（契約事件で民事陪審が開かれなくなっている今日では、その認定は、民事陪審に代わって、裁判官に委ねられている）。このため、口頭契約の意味および趣旨は、事実認定の問題に留まることになる。

なお、裁判所が文書解釈の問題を法律問題と性質決定してきた歴史的理由は、それ自体、別途検討を要する問題であるが、近時、つぎの見方が主張されている。「18世紀および19世紀においてその準則 [=書面契約の解釈問題を法律問題とする準則—筆者] が維持されたのは、それがイングランド商事法の発展に必要不可欠だったからである。もし解釈の問題が、個々の事件において、その判断に理由を付さなかった陪審に委ねられていたならば、標準取引文書 *standard commercial documents* の解釈に先例も確実性もありえなかったであろう」(per Lord Hoffmann, *Carmichael v. National Power plc* [1999] 1 W.L.R. 2042 (H.L.(E.)) at p.2048)。

- (2) Law Commission, *Law of Contract—The Parol Evidence Rule* (Working Paper No. 70, 1970), para. 4 は、契約書以外の証拠排除の準則は、3つの異なる準則から構成されることを指摘する。そこにいう3つの準則とは、つぎのものである。「第一の準則は、特定の証明手段、すなわち、ある文書に関する副次的な証拠を排除する。同準則は、それが適用される場合には、文書の内容がその文書の提出以外の方法によって証明されるのを妨げる。これは、「最良証拠の準則 *best evidence rule*」として知られている。第二の準則によれば、文書の条項に付加し、それを変更し、否定または

積に関する実定法との奇妙な合成物」であると常に見られてきた。⁽³⁾

ただし、契約書以外の資料が証拠として排除されるのは、契約書の内

除去する目的で、外部証拠は許容されない。その文書は確定的 conclusive である。第三の準則は、文書の解釈の補助としての事実の許容性 admissibility of facts in aid of interpretation or construction of documents を取り扱う」(Ibid at para. 5)。この説明に従えば、契約書以外の証拠排除の準則に関する本文の説明は、上述の第二の準則に相当する。本稿では、これら3つの準則のうち、上述の第二の準則を前提としつつ、主に最後のものを取り扱う。

なお、わが国では、この準則は、逐語的に「口頭証拠排除準則」と訳されることが多いが、この準則によって裁判上排除される証拠は、口頭証拠だけでなく、契約書以外の文書証拠を含む。Chitty (2012), vol. 1, para. 12-096 を参照。このため、本稿では、parol evidence rule を、「契約書以外の証拠排除の準則」と訳出する。ただし、本稿においては、parol evidence を口頭証拠、extrinsic evidence を外部証拠と訳出し、いずれも契約書以外の証拠と同義とする。

ところで、契約書以外の証拠排除の準則を例外の余地なく適用すると、契約の成立に至る過程に問題があった場合(たとえば、契約の無効ないし取消しの原因に相当する事実が生じていた場合)に、その事実を、それが契約書に現れない限り、証明することができず、不当な結果を招来することになる。そこで、コモン・ローは、契約書以外の証拠排除の準則に対する一定の例外を認め、そのような例外にあたるとされれば、契約書以外の資料も、裁判で証拠として許容されるものとしている。契約書以外の証拠排除の準則に対する例外準則については、判例および学説の膨大な蓄積が控えており、それ自体、検討を要する問題であるが、本稿では、この問題は取り扱わない。

- (3) Vogenauer (2007), p. 135. Vogenauer によれば、一般準則としては、フランス法およびドイツ法は、契約の解釈において、契約書以外の関連資料の証拠としての許容性を制限しない (Ibid)。この点で、フランス法とドイツ法は、契約書以外の証拠排除の準則により、伝統的かつ原則的に契約書以外の関連資料を排除してきたイングランド法と対照的に見える。ただし、Vogenauer は、「大陸法体系は、一方で実質的に「正しい」結果を達成したいという要望と、他方で法的安定性 legal certainty を保とうとする努力との均衡を保つ必要を鋭敏に認識している。結果として、大陸法体系は、書面によって締結された契約の文言が他の要素によって覆されるのを認めるのに非常に消極的である。大陸法体系は、この均衡を実現するた

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

容を否認したり、変更したり、敷衍したり、あるいは取り除こうとしたりする目的で、それが提出される場合である。⁽⁴⁾したがって、そのような目的でなく、契約書の内容を解釈しまたは説明する目的で提出されるのであれば、裁判所は、契約書以外の資料であっても、これを排除せずに、証拠として許容することができる。ここにおいて、裁判所は、契約書以外の証拠排除の準則の下でも、契約書の「解釈」ないし「説明」を補助するものと判断することにより、契約書以外の資料を証拠として許容する権限を、保持することになる。

イングランドに限らず、コモン・ロー体系を採用する諸国において、

めの様々な技術を工夫している」(*Ibid*)と指摘し、フランス民法第1341条第1項による証拠排除と、ドイツ法における合意文書の完全性および真实性の推定を、それぞれ検討する(*Ibid* at pp. 135-139)。

なお、アメリカ法の口頭証拠法則 *parol evidence rule* およびドイツ法の完全性および真实性の推定を参照しつつ、我が国における証書による契約の効力を論じるものとして、滝沢昌彦「非典型契約の総合的検討(8)証書による契約の効力」NBL931号(2010年)58～62頁。アメリカ法の口頭証拠法則を対象としたものとして、同「口頭証拠法則をめぐる一意思表示の成立の問題に寄せて一」一橋法学3巻1号(2004年)53～82頁、上田誠一郎『契約解釈の限界と不明確条項解釈準則』(日本評論社、2003年)141～144頁。

- (4) 言うまでもないが、契約書の存在だけで直ちに、契約書以外の資料が裁判で排除されるわけではない。この点につき、Law Commission, *Law of Contract—The Parol Evidence Rule* (Report No. 154, 1986), para. 2.17. は、「完全な契約書 *a complete contract* のように見える文書が存するからという理由だけで、証拠が許容されなくなる、または無視されるべきである、という法準則は、存しない。その文書が完全な契約書であるかどうかは、客観的に認定される当事者の意思によって決まるのであって、法準則に基づくのではない」と指摘する。

なお、この指摘からも明らかなように、契約書以外の証拠排除の準則の適用の前提として、契約書が完全であったかどうか、裁判では問題となりうる。*Chitty* (2012), vol. 1, para. 12-098によれば、「それ [=契約書以外の証拠排除の準則—筆者] は、当事者の合意の対象となる条項が完全に当該文書に含まれていることが確定されない限り、適用されない」。

裁判所が、契約書の解釈のためにそれ以外の証拠を許容する権限をどのように用いるかは、コモン・ロー体系を採用する諸国の間でも、また、時期によっても、異なる。⁽⁵⁾ 本稿で取り上げるイングランドでは、局所的な例外は見られるものの、後に詳述するように、裁判所は、比較的最近まで、契約書の解釈において、それ以外の証拠を許容するのに総じて謙抑的であると見られていた。すなわち、ある契約法教科書によれば、イングランドの裁判所が採用していた契約書解釈の古いアプローチとは、言葉の多義性 ambiguity その他一定の例外を除いて、言葉は、文言通りに、すなわち、その明白な意味 plain meaning（ないしは自然かつ通常の意味 natural and ordinary meaning）に従って、背景という契約書以外の証拠を参照せずに、解釈されるべきである、とするものであった。⁽⁶⁾ イングランドのある契約法学者によれば、イングランド法が、契約の解釈に対して、他の多くの法域において採用されるアプローチよりも厳密なアプローチ a narrower approach を採用していることは、明らかである。⁽⁷⁾

ところが、1990年代後半以降、コモン・ロー諸国の中で最も保守的と見られたイングランドにおいて、契約書解釈のアプローチとその適用をめぐって重要な判例が相次いで現れており、契約法学者の間でも活発な議論が続いている。⁽⁸⁾ その発端となったのが、Investors Compensation

(5) アメリカ契約法を対象とする研究として、太田知行「契約の解釈—アメリカ合衆国における学説の紹介を中心として」上原行雄・長尾龍一編『自由と規範—法哲学の現代的展開』（東京大学出版会、1985年）115～156頁、鹿野菜穂子「アメリカ契約法における契約の解釈と当事者の意思(1)(2)」九大法学57号（1989年）95～124頁、60号（1990年）223～262頁、樋口範雄『アメリカ契約法 [第2版]』（弘文堂、2012年）152～177頁を参照。

(6) Jack Beatson, Andrew Burrows and John Cartwright, *Anson's Law of Contract* (29th ed., Oxford: Oxford University Press, 2010)（以下、同書を *Anson* (2010) と略称する）、p. 166.

(7) Ewan McKendrick, *Contract Law* (9th ed., Hampshire: Palgrave-MacMillan, 2011)（以下、同書を *McKendrick* (2011) と略称する）、p. 167.

(8) イングランド契約法の代表的概説書として、わが国でもしばしば引用

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

Scheme Ltd. v. West Bromwich Building Society 事件（以下、ICS 事件と略記する）⁽⁹⁾ 貴族院判決であった。同判決において、Hoffmann 卿は、貴族院の多数を代表する形で意見を述べ、契約書解釈に関する 5 つの原則（以下では、Hoffmann 卿の 5 原則ないし単に 5 原則と呼ぶ）を掲げた。その 5 原則は、Hoffmann 卿自身は否定したものの⁽¹⁰⁾、実質的には、契約書解釈の一般原則に関する「根本的変更 fundamental change」を宣言したものと見られなくもない。

本稿では、まず、ICS 事件の紹介と検討を通じて、Hoffmann 卿の 5 原則がその事案の解決にいかなる意義を有したかを明らかにする（二）。ついで、Hoffmann 卿のいう、契約書解釈の一般原則の「根本的変更」の意義を明らかにするため、関連する先例を紹介し、検討する（三）。その上で、後続の事件に向けて Hoffmann 卿の 5 原則がどのような問題を提起したのか、を明らかにする（三、四）。

される G. H. Treitel, *The Law of Contract* (11th ed., London: Sweet & Maxwell, 2003) は、著者生前の最終版である。同書以前の版には、契約書の解釈に関する独立の項目は設けられていない。また、同書には、ICS 事件貴族院判決も「第 9 章 契約の内容 The Contents of a Contract」中の「第 1 節 明示条項 Express Terms」のうち、「第 2 項 契約書以外の証拠排除の準則 The Parol Evidence Rule」の脚注 (n. 61 at p. 197 and n. 71 at p. 198) において言及されるに過ぎない。ところが、著者逝去後に補訂者を得て刊行された、G. H. Treitel, *The Law of Contracts* (12th ed. by Edwin Peel, London: Sweet & Maxwell, 2007), pp. 210-213 は、旧版とは異なり、契約書以外の証拠排除の準則に関する項の前に、「解釈 Interpretation」と題する項を新たに設け、ICS 事件貴族院判決（とりわけ、Hoffmann 卿がその意見で提示した、契約書の解釈に関する 5 原則）について詳細に論じている（補訂者自身、para. 6-006 において、特にこの点を断っている）。このことは、ICS 事件貴族院判決を契機として、学説上も契約書の解釈が重要な問題として意識されるようになったことを象徴するエピソードと言えよう。

(9) [1998] 1 W.L.R. 897 (H.L.(E.)).

(10) Ibid at p. 912.

二 ICS 事件

(一) 事案

① 本訴提起までの事実の概要

1991年10月以降、投資家補償機構 Inverstors Compensation Scheme Ltd. (以下、原告機構と呼ぶ) は、高齢の個人投資家ら (以下、本件投資家らと呼ぶ) から、補償請求を相次いで受けていた。1989年から1991年にかけて、本件投資家らは、Fisher Prew-Smith Ltd. という独立金融アドヴァイザー independent financial advisers⁽¹¹⁾ (以下、本件アドヴァイザーと呼ぶ) の助言を得て、ホーム・インカム・プラン Home Income Plans という金融取引を行った。当時、本件アドヴァイザーは、保険ブローカー自主規制機構 Financial Intermediaries, Managers and Brokers Association (FIMBRA) に加入し、その規制に服していた。本件投資家らの主張によれば、本件アドヴァイザーは、本件投資家らがホーム・インカム・プランの取引を開始する際に、ネグリジェンス negligence により、かつ、契約および制定法上の注意義務に違反して、本件投資家らに適切な助言を怠っていた。したがって、本件投資家らとしては、本件アドヴァイザーに対して、何らかの民事責任を追及することができるはずであった。そこで、本件投資家らは、本件アドヴァイザーが支払不能に陥ったことから、1986年金融サービス法 (以下、1986年法と呼ぶ) 第54条第1項 Financial Services Act 1986, s. 54(1) および同項に基づき制定された規則 (後述) により、原告機構に対して補償請求をするに至った。

(11) 1986年金融サービス法の規制の下で、消費者への生命保険販売に関してではあるが、多くの独立金融アドヴァイザーが商品の不正販売に手を染めていた事実のおよび法的背景につき、リチャード・J・ブラッグ「生命保険の販売に関する消費者問題」P. カートライト編『金融サービスにおける消費者保護』(茶野努・伊藤祐邦訳、九州大学出版会、2002年) 207頁、212～213頁 (原著未見)。

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

その後、原告機構は、West Bromwich 住宅金融組合（以下、被告組合と呼ぶ）および Hopkins & Sons という名称の事務弁護士（ソリシタ）事務所（以下、被告事務所と呼ぶ）を相手取って、それぞれの注意義務違反を理由とする損害賠償を求め、高等法院 High Court of Justice に訴えを提起した。

他方、本件投資家らのうちの一部の者（以下、原告投資家らと呼ぶ）も、被告組合のみを相手取って、同じく高等法院に訴えを提起した。原告投資家らが求めたのは、つぎの救済であった。第一は、被告組合による原告投資家らへの融資と、その融資債権を担保する目的で被告組合に対してなされた、原告投資家らの自宅に対する譲渡抵当権設定の取消し、であった。第二は、被告組合が、抵当目的で譲り受けた原告投資家らの自宅所有権を、信託に基づき保持することの確認、であった。第三は、損害賠償と、上述の第一の取消しによる原状回復として原告投資家らが返還すべき利益の減額ないし調整、であった。最後が、1977年消費者信用法 the Consumer Credit Act, 1977 により、原告投資家らの自宅に対する譲渡抵当権設定が無効または再交渉されることの確認、であった。

原告機構は、本件投資家らから補償請求を受けた際に、同機構所定の標準補償請求書式の一種（以下、本件書式と呼ぶ）において、補償金を受領した本件投資家らに代わって、それらの損害に責めを負うべき者すべてに対する民事責任の追及を目的として、本件投資家らに属する権利のうち、本件アドバイザーに対するものだけでなく、それ以外の第三者に対する権利の譲渡も求めていた。原告機構は、本件投資家らが本件書式に署名したことにより、本件投資家らから、それらの損害に責めを負うべき第三者に対する権利の包括譲渡を受けたとして、被告組合および被告事務所に対して損害賠償を請求していた。

本来であれば、原告投資家らは、補償請求の際に本件書式に署名している以上、被告組合に対する権利を包括譲渡しているはずであり、とりわけ被告組合に対して損害賠償を請求することはできないはずであった。

それにもかかわらず、原告投資家らは、被告組合を相手取って訴えを提起した。

このため、Evans-Lombe 高等法院判事は、上記の2つの訴訟について、本案の審理に先立ち、原告機構と原告投資家らがそれぞれ被告組合に対して裁判上主張している諸権利が、原告機構と原告投資家らのいずれに帰属するかを、先決すべき問題 preliminary issue として設定した。

以下では、この先決すべき問題をめぐる、高等法院、控訴院および貴族院の判決を、順に検討する。ただし、それらの検討に入る前に、本件紛争の取引的背景および制度的背景を概観しておきたい。すなわち、本件紛争の取引的背景とは、ホーム・インカム・プランの仕組みであり、制度的背景とは、原告機構が運営する投資家損失補償制度の概要である。原告投資家らの提訴は、上述のように、一見すると不可解であるが、これらの背景が明らかになることにより、初めて理解しうるものとなろう。

② 本件紛争の取引的背景

1980年代後半の連合王国では、サッチャー政権下で実施された大規模な金融自由化政策（いわゆる金融ビッグバン）を背景に、本件アドヴァイザーのような独立金融アドヴァイザーが、個人顧客に対して資産運用に関する助言を行う際に、金融機関と提携して、個人顧客に対し、金融商品の購入を積極的に勧誘していた。独立金融アドヴァイザーの課題は、個人顧客が、金融商品の購入原資となるべき流動資本（現金、預貯金、有価証券など）をそもそも十分に有しない場合に、個人顧客に金融商品の購入原資をどのように調達させるか、であった。そして、独立金融アドヴァイザーがその活用を個人顧客に推奨したのが、エクイティ・リリース・スキーム equity release scheme（単にエクイティ・リリース equity release と呼ばれることも多い⁽¹²⁾）であった。

(12) イングランドの不動産法の概説書で、エクイティ・リリース・スキームに言及するものは、管見の限り、ほとんどない。例外的に、E. H. Burn and J. Cartwright, *Cheshire and Burn's Modern Law of Real Property* (18th ed.,

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

エクイティ・リリース・スキームとは、個人が所有する居住用不動産の現在価値を、そこに居住しつつ、現金化する仕組みの総称である。この仕組みは、わが国では、リバース・モーゲージ reverse mortgage という、アメリカ合衆国での呼称に由来する呼称で知られている。エクイティ・リリース・スキームは、現金化のための法的手段に応じて、2種に大別される。

ひとつは、生前譲渡抵当融資 lifetime mortgages である。これは、個人が、その所有する自宅に金融機関のために譲渡抵当権を設定することによって、金融機関から融資を受ける仕組みである。生前譲渡抵当融資を受けることで、個人は、自宅を担保にまとまった資金を調達する一方で、自宅が不要となるまでそこに居住し続けることができる。金融機関は、個人が死亡または何らかの理由（たとえば、長期介護施設への入居）で生前に退去した時に、その自宅を譲渡抵当権に基づき売却することにより、融資債権を回収することができる。本件で問題となったホーム・インカム・プランは、生前譲渡抵当融資の一種であった。

Oxford: Oxford University Press, 2011) pp. 794-795 (以下、同書を *Cheshire and Burn* (2011) と略称する) は、エクイティ・リリース・スキームとその問題点について、不動産譲渡担保融資市場の2008年までの拡大と同年以降の縮小（言うまでもなく、同年に生じた、リーマン・ショックと呼ばれる世界的な金融危機が、その原因である）という背景事情を交えて、簡潔だが有益な説明を提供する。

(13) The Money Advice Service, *Equity release scheme—Raising money from your home* (2011) (以下、同リーフレットを、*The Money Advice Service* (2011) と略称する), p. 2. これは、エクイティ・リリース・スキームの利用を考える住宅所有者向けの29ページのリーフレットであるが、同スキームの概要と、その利用者のリスクを明快に説明するものである。同スキームに関する以下での本文の説明は、このリーフレットによる。なお、同リーフレットは、エクイティ・リリース・スキームに関する各種公開資料と並んで、エクイティ・リリース・カウンシル the Equity Release Council のウェブサイト www.equityreleasecouncil.com 上で公開されており、ダウンロードすることもできる。

もうひとつは、借戻し付き売却 home reversion である。これは、個人が、その所有する自宅の全部または一部を、借戻し付き売却会社 home reversion company に売却し、その会社から、一時金または定期金の形式で、売却代金の支払いを受ける仕組みである。借戻し付き売却をすることで、個人は、自宅を売却してまとまった資金を調達する一方で、借戻し付き売却会社から賃借権の設定を受けることで、賃借人として、自宅が不要となるまでそこに居住し続けることができる。借戻し付き売却会社は、個人が死亡したまたは何らかの理由（たとえば、介護施設への入居）により生前に退去した時に、物件を売却することができる。

本件投資家らは、自由に処分することのできる現金を得るために、上述した生前譲渡抵当融資の一種である、ホーム・インカム・プランの取引をした。本件投資家らの主張によれば、その際、本件投資家らは、本件アドバイザーから、被告組合が提供していた、いわゆるエクイティ・リリース譲渡抵当融資 equity release mortgage の3種の商品（以下、これらを一括して、本件譲渡抵当融資と呼ぶ）のうち、どれか一種を選択するように助言された。本件譲渡抵当融資において、本件投資家らは、被告組合の融資債権を担保するために、自らが所有する自宅に譲渡抵当権を設定し、これと引換えに、被告組合から、譲渡抵当物件の評価額の50パーセントを上限とする融資を受けた。本件譲渡抵当融資においては、利息は、全部または一部が複利とされ、発生の都度、元本に組み込まれた。また、本件譲渡抵当融資においては、譲渡抵当権の被担保債権の元利の弁済は、被担保債務の元利の合計額が、譲渡抵当物件の評価額の3分の2を超えるか、または60パーセントを超えるかのいずれかの事態が生じない限り、要求されなかった。そのような事態が生じたときは、本件投資家らは、被担保債務の元利の合計額が、上述した所定の上限額を下回るまで、弁済をしなくてはならなかった。被告組合は、本件譲渡抵当融資において、基準金利に1.45パーセントを上乗せした利率で、利息を請求していた。

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

本件譲渡抵当融資においては、本件投資家らは、被告組合からの借入金を、自由に使用することができたが、本件アドバイザーは、借入金の約20パーセントは保持し、残額を、自宅に先に設定されていた譲渡抵当権の被担保債務の弁済と、株価連動型の投資債券 equity-linked investment bonds（以下、本件投資債券と呼ぶ）の購入に充てるように本件投資家らに助言した。本件投資家らは、自宅の評価額の下落などにより、被告組合が本件譲渡抵当融資の弁済を求める事態になった時に備えて、その収益を被告組合への融資の弁済に充てることを目的として、本件投資債券を購入していた。

ところが、1988年に政策金利の引上げなどの金融引締めが行われたのを境に、1989年から1991年にかけての問題の時期において、政策金利は10%を超える高い水準で推移し、株式市況は悪化した。このため、ほとんどの場合、本件投資債券の収益率は、当初の想定を下回った。本件投資家らは、本件投資債券から期待した利益を得られず、最終的には、購入価格を下回る価格で本件投資債券を売却せざるをえなくなり、損失を被った。他方で、不動産市況も悪化し、本件投資家らの自宅の評価額も下落したため、本件投資家らの損失は、さらに膨らんだ。⁽¹⁴⁾

上述のように、エクイティ・リリース・スキームは、一般に、自宅以外にめばしい資産のない高齢者にとって、自宅の現在価値をいわば現金化することにより、老後の生活に必要な資金を調達する手段となっている。その限りでは、スキームに非難すべき点はない。しかし、エクイティ・リリース・スキームの一種であるホーム・インカム・プラン（すなわち、本件譲渡抵当融資）には、つぎのリスクがあった。第一に、被告組合の

(14) 1980年代から1990年代までのイギリスにおける住宅ローン返済問題の概況につき、齊藤美彦・築田優『イギリス住宅金融の新潮流』（時潮社、2010年）第7章（築田執筆）、特に177～180頁を参照。同書178頁に掲げられた住宅ローン延滞・差押え率推移（図表7-1）によれば、差押え件数が年間7万件を超えてピーク（約7万5,500件）に達したのは、1991年である。

ために譲渡抵当権を設定した自宅の評価額が、不動産市況の悪化により急激に下落すれば、本件投資家らは、被担保債務の残高を一定範囲まで圧縮しなくてはならず、追加の弁済を迫られることになった。そのうえ、追加の弁済額がいくらになるかは、2年ごとに実施される物件評価の結果次第であるため、本件投資家らが、不動産市場の下落はおろか、それに伴う物件評価の下方修正を、事前に、しかも金額まで正確に予測することは、事実上不可能であった。第二に、本件譲渡抵当融資においては、利息が複利で計算されるため、被担保債務の元本額が年を追うごとに急激に膨張した⁽¹⁵⁾。これは、前述した物件評価による自宅の評価額の下方修正と相まって、本件投資家らの被担保債務の追加弁済の負担を一層重くした。最後に、本件投資家らが追加の弁済をすることができなければ、被告組合としては、譲渡抵当権に基づき本件投資家らの自宅を売却し、融資を回収することになる。それは、本件投資家らが自宅を失い、路頭

(15) *The Money Advice Service* (2011), p. 5 は、生前譲渡抵当融資のうち、その利息につき複利を採用するタイプで返済額が急膨張することに読者の注意を促すため、つぎのような表を掲げている。

あなたが不動産譲渡抵当融資を受けた時点からの経過年数	あなたが最初に45,000英ポンドを一括で借り受け、かつ、その利率が年5%であるとする場合の、あなたの債務額（英ポンド）	あなたが最初に45,000英ポンドを一括で借り受け、かつ、その利率が年7%であるとする場合の、あなたの債務額（英ポンド）	あなたが最初に45,000英ポンドを一括で借り受け、かつ、その利率が年9%であるとする場合の、あなたの債務額（英ポンド）
5年	57,433	63,115	69,239
10年	73,301	88,522	106,532
15年	93,552	124,157	163,912
20年	119,399	174,136	252,199
25年	152,387	244,235	388,039

ただし、これは、あくまでも固定金利での想定である。変動金利の場合には、融資期間中に基準金利の上昇が続くと、債務額がさらに増すことは、容易に推測されよう。

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

に迷うことを意味した。しかも、自宅以外にめぼしい資産のない高齢者にとって、残りの人生で自宅という高額な資産を再度形成する可能性は、ほとんどないと言ってよい。

原告投資家らが、原告機構から補償金を受領した後でもなお、被告組合を相手取って訴えを提起した動機としては、まずは、ホーム・インカム・プランに伴うこれらのリスクが現実のものとなりつつある中で、被告組合による譲渡抵当権の実行により、終の住処である自宅を失うという最悪の事態だけは絶対に回避したいという、強い決意があったものと思われる。

③ 本件紛争の制度的背景

原告機構は、1986年法第54条第1項に基づき設立された、保証有限責任会社であり、1986年法および1990年金融サービス（投資家補償）規則 Financial Services (Compensation of Investors) Rules 1990（以下、1990年規則と呼ぶ）の規律に服していた。⁽¹⁶⁾

1986年法第54条第1項は、⁽¹⁷⁾ 国務大臣は、投資業の認可を受けた者が、その営業の過程で負担した民事責任に関する請求権を満足させることができず、またはできないおそれのある場合に、投資家に補償するための制度を設けることができる、と規定した。

続けて、同条第2項は、⁽¹⁸⁾ 前項の一般原則を損なわない限りで、同項に

(16) 原告機構の概要を紹介する邦語文献として、石黒淳史「英国における紛争処理制度と投資者補償機構（上）（下）」証券業報567号（1998年）119～130頁、568号（同）70～79頁。

(17) Section 54

(1) The Secretary of State may by rules establish a scheme for compensating investors in cases where persons who are or have been authorised persons are unable, or likely to be unable, to satisfy claims in respect of any description of civil liability incurred by them in connection with their investment business.

(18) Section 54

(2) Without prejudice to the generality of subsection (1) above, rules under this section may—

基づく規則は、投資家への補償のための基金（以下、補償基金と呼ぶ）を設置すること（同項(b)）、投資業の認可を受けた者に対して、補償基金への拠出金を賦課し、同基金のために拠出金以外の方法で資金を調達すること（同項(c)）を、定めることができる、と規定した。そして、同項に基づく規則は、補償金支払いの条件および範囲、補償金請求権の排除または内容の修正が認められる場合について定めることができた（同項(d)）。

本件紛争との関係で問題となるのは、補償金の支払いによってどのような法律関係が生じるか、である。1986年法第54条第2項によれば、同項に基づく規則は、ある請求権に関して補償制度に基づき補償金が支払われることによって、その請求権に関して責任を負うべき者の責任は消滅または縮減するものとみなすと定めることができた（同項(e)）。その規則はまた、制度の運営主体には、その請求権に関して責任を負うべき者に対して回収する権利を付与し、同人が支払不能に陥った時は、請求

-
- (a) provide for the administration of the scheme and, subject to the rules, the determination and regulation of any matter relating to its operation by a body appearing to the Secretary of State to be representative of, or any class of, authorised persons;
 - (b) establish a fund out of which compensation is to be paid;
 - (c) provide for the levying of contributions from, or from any class of, authorised persons and otherwise for financing scheme and for the payment of contributions and other money into the fund;
 - (d) specify the terms and condition on which, and the extent to which, compensation is to be payable and any circumstances in which the right to compensation is to be excluded or modified;
 - (e) provide for treating compensation payable under the scheme in respect of a claim against any person as extinguishing or reducing the liability of that person in respect of the claim and for conferring on the body administering the scheme a right of recovery against that person, being, in the event of his insolvency, a right not exceeding such right, if any, as the claimant would have had in that event; and
 - (f) contain incidental and supplementary provisions.

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

権者が（もしあれば）その時に有していた権利を超えない権利を付与すると定めることができた（同）。

このように、1986年法第54条第2項(e)は、補償制度の運営主体（すなわち、原告機構）が、その補償基金から、不履行となった請求権について補償金を投資家に支払うことにより、司法手続きによらずに迅速な救済を投資家に与えることを予定していた。そして、不履行となった請求権に関する補償金の支払いによって、一方では、投資家に対して責任を負うべき者の責任は消滅または縮減するが、他方では、補償制度の運営主体は、その者から回収する権利を与えられるものとされていた。ただし、1986年法第54条第2項(e)の規定を見る限り、投資家に対して責任を負うべき者から補償制度の運営主体が回収する権利の法的性質は、明らかではなかった。

ついで、上述の1986年法第54条第2項(e)を根拠規定として、1990年規則第2.10条第1項が制定された。ここではまず、その前提として、補償金の支払いについて規定する同規則第2.02条⁽¹⁹⁾を、紹介する。

(19) 2.02 Payment of compensation

1. The management company is responsible for paying compensation to investors in accordance with these rules.
2. The management company may pay compensation where it is satisfied, on the basis of evidence provided by an investor or which is available to it from other sources, that: (a) an eligible investor has duly applied for compensation; (b) the investor has a claim against a participant firm in default...; (c) the participant firm is unable or unlikely to be unable to meet the claim within a reasonable period; and (d) the investor has agreed, to the satisfaction of the management company, that the whole or any part of his rights in the claim and, if the management company so determines, any rights of his in a claim against any other person which relate to the subject matter of the claim, should pass to it.

第2.02条 補償金の支払い

第1項 運営会社は、本規則に従って、投資家に補償金を支払う責任を負う。

第2項 運営会社は、投資家が提出した証拠または他の資料から運営会社に利用可能な証拠に基づいて、つぎの要件が充たされるときは、補償金を支払うことができる。

- (a)資格のある投資家が正式に補償を申請していること、
- (b)投資家が、債務不履行に陥った制度加入者に対して請求権を有していること、
- (c)制度加入者が、合理的な期間内に投資家の請求権を満足させることができず、またはそうすることができないおそれがあること、および
- (d)投資家が、運営会社の満足のいくように、請求権に関する投資家の権利の全部または一部、および運営会社の定めるところにより、他の者に対する請求に関する投資家の権利で、請求権の対象に関連するものが、運営会社に譲渡されることに同意していること。

そして、1990年規則第2.10条第1項⁽²⁰⁾は、つぎのように規定する。

(20) 2.10 Recoveries

1. Where, in connection with the payment of compensation, an investor agrees that the whole or any part of his rights in a claim against any person are to pass to the management company, the payment of compensation extinguishes the liability of that person to the investor in respect of that claim or part and confers on the management company a right of recovery against that person which is otherwise identical to the investor's former rights in the claim or part thereof.

第2.10条 回収

第1項 補償金の支払いに関して、投資家が、ある請求権に関する自己の権利の全部または一部が譲渡されることに同意するときは、補償金の支払いは、その請求権に関して投資家に対して責任を負うべき者の責任を消滅させ、その者に対する回収の権利を運営会社に与える。その回収の権利は、投資家への補償金の支払いがなければ、その請求権に関して投資家にかつて属していた権利またはその一部と、同一のものとする。

ただし、これらの規則は、国務大臣が、1986年法第54条第1項の授権の範囲内で、原告機構の権限と責務を定めたものであり、原告機構と補償請求者との間の関係それ自体を直接に規律するものではなかった。これらの内容は、本件書式において、原告機構と補償請求者（すなわち、本件投資家ら）との間で成立すべき契約の内容に含められた。したがって、原告機構が、補償金の支払いに応じた際に、補償請求者に属する権利の譲渡が有効に成立したと主張する際の法的根拠は、もっぱら、原告機構と補償請求者との間の契約ないしは合意とされた。

ところで、1986年法に基づく投資家補償制度の最大の特徴は、原告機構が、投資業の認可を受けた者に賦課した拠出金を、補償基金の主たる原資としていた点にある。1986法第54条第2項は、上述したように、投資家補償制度の基本的な仕組みに関わる事項で規則に委ねることのできるものを列挙しているが、そこには、投資業の認可を受けた者以外の者による補償基金への拠出は、明文で規定されていない。本件紛争が発生するまでは、補償基金にはかなりの財政的余裕があり、投資家への補償金の支払いにより補償基金が枯渇することはなかったようである。しかし、補償基金の原資を主に制度加入者の拠出金に仰いでいた点からしても、投資家補償制度は、投資家が被った損失全部を補償するものではありえず、現にそうではなかつた⁽²¹⁾。本件において、原告機構が本件投資家

らに提示した補償金額は、本件投資家らが本件アドバイザーに対して法律上請求することができる⁽²²⁾と見込まれる金額の、概ね50パーセントから75パーセントまでの範囲に止まっていた。原告投資家らは、原告機構

(21) ホーム・インカム・プランの採用を個人顧客に助言した独立金融アドバイザーのうち、破綻したのは、本件アドバイザーではなかった。他の独立金融アドバイザーもこの時期破綻し、ホーム・インカム・プランにより損失を被っていた個人顧客らは、そのような独立金融アドバイザーに対して、事実上、民事責任を追及することが困難となった。これにより、そのような個人顧客らが投資家として原告機構に対して補償請求を相次いで行うこととなった。ところが、補償金支払いの手続きの遅れに加えて、補償金額の査定にあたり、原告機構は、一定の損害項目については、補償を行う正当な理由がないとして、補償金を支払わない旨の決定をした。そこで、ICS 事件に先立ち、投資家らは、原告機構の決定の取消しと、原告機構が支払いを拒絶した補償金を支払うべきことの確認を求めて、高等法院の女王座部合議法廷 Divisional Court of the Queen's Bench に、司法審査 judicial review の申立てをした。合議法廷は、投資家らの申立てを斥けた (Regina v. Investors Compensation Board, Ex parte Bowen [1994] 1 W.L.R. 17 (Q.B.)) ため、投資家らは、合議法廷の判決を不服として控訴院に上訴した。控訴院は、一定の損害項目について補償金を支払わないとした原告機構の決定は、その損害項目についてはコモン・ロー上の賠償請求が有効である以上、違法かつ不合理であるとして、投資家らの上訴を認容した ([1995] Q.B. 107 (C.A.))。原告機構は、控訴院の判決を不服として、貴族院に上訴した。貴族院では、原告機構は、1990年規則に基づき、投資家への公正な補償に必要な不可欠でない請求項目を除外する権限を有する以上、原告機構の決定は合理的であるとの意見が、多数を占めた。貴族院は、原告機構の上訴を認容し、投資家らの申立てを斥けた ([1996] 1 A.C. 261 (H.L. (E.)))。

この裁判の結果如何では、補償請求をした投資家に原告機構が支払う金額は、大きく膨脹するおそれがあった。このため、補償基金の枯渇と原告機構の破綻も、一時は懸念されていた。1995年6月には、財務省 Treasury が内閣官房 Cabinet Office に対して、原告機構の破産を防ぐための緊急立法が必要とされるかもしれないと警告する事態にまでなっていた (Times, June 16, 1995, 25)。

(22) [1997] Commercial Law Cases (以下、C.L.C. と略記する) 348 at p. 354.

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

から補償金を受領する一方で、原告機構からすれば補償金の受領と引き換えに同機構に譲渡されたはずの請求権はなお自己に属すると主張して、被告組合に対して損害賠償を請求した。これは、一見すると、不可解で矛盾した行動である。その原因は、原告機構から受領した補償金額に対する不満にあったと見られる。

他方で、制度加入者にとっては、他の制度加入者の債務不履行によって、原告機構が、より多額の補償金を、より多数の投資家に支払うとすれば、原告機構が制度加入者に拠出金として賦課する金額が増え、それだけ拠出金支払いの負担が増すことになる。当然、そのような負担増に耐えられない制度加入者の数が増えれば、投資家補償制度の存続はますます困難となり、ついには制度自体が崩壊するに至る。原告機構としては、制度加入者の拠出金支払いの負担をできる限り抑えつつ、投資家補償制度を維持するためにも、各種の資金措置を講じなくてはならない。そのひとつが、上述の1990年規則第2.10条第1項にも触れられていた、投資家への補償金の支払いと引き換えに行われる、投資家に属する請求権の原告機構への譲渡であった。ICS 事件で問題となったのは、本件投資家らの損失に責めを負うべき第三者に対する本件投資家らの諸権利のうち、どの権利が原告機構に譲渡されるのか（逆から言えば、どの権利が本件投資家らに留保されるのか）、であった。

④ 第三者に対する本件投資家らの権利の譲渡に関する契約条項と、その問題点

本件書式の第4条第6項によれば、補償請求者は、「第三者に対するあらゆる請求権およびその利益を無条件に譲渡する⁽²³⁾」。ここにいう第三者に対する請求権とは、同条第11項によれば、「補償請求者が、[本件アドバイザー] 以外の者に対して、または [同人] 以外の者の支配下に

(23) Section 4

6. I/we hereby assign absolutely to I.C.S. each and every third party claim and the benefit thereof.

ある資産もしくは財産に対して、現に有しまたは有することのある権利、請求権もしくは訴権であって、請求権を生じさせる事情、またはそれ以外に請求権に関連する事情から生じるものをいい、金銭債権、契約違反、不法行為、信託違反またはその他の原因により生じるものであるかどうかは問わない⁽²⁴⁾」。ここから、本件書式の起草者は、第三者に対する投資家の権利で原告機構に譲渡されるべきものの範囲を、幅広く捉えていたことが窺える。

それでは、補償金の支払いと引き換えに、本件投資家らの損失に責めを負うべき第三者に対する権利で、本件投資家らに属するものは、無条件に原告機構に譲渡されるのか。本件書式の起草者は、順番は前後するが、その第3条b項において、つぎの例外を規定していた。

原告機構は、つぎの請求権は、本合意のため、「第三者に対する請求権」（本書式の第4条に定義されている）とはみなされず、当該請求権の利益は、補償請求者に無条件に属することに同意する。すなわち、[被告組合]に対して、補償請求者が現に有しまたは有することのある請求権（不当威圧を理由とする契約取消しに関するものであれそれ以外のものであれ）であって、その請求権を生じさせる取引との関連で、補償請求者が、当該住宅金融組合から借り受けた金銭（その金額に関して生じる利息を含む）に関して本来であれば当該住宅金融組合に支払わなくてはならない金額の減額を請求する際の、根拠とな

(24) Section 4

12. In this document, ‘third party claim’ means any right, claim or cause of action which the claimant has or may have against any person other than [Fisher Prew-Smith Ltd.] or against any fund or property in the hands of any person other than [Fisher Prew-Smith Ltd.] and arising out of the circumstances giving rise to the claim or otherwise relating to the claim, whether such claim shall arise in debt, breach of contract, tort, breach of trust or in any other manner whatsoever....

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」
るもの〔下線部は筆者〕⁽²⁵⁾。

この第3条b項のうち、とくに前記引用文中の下線部をめぐっては、大きく2つの解釈が可能であり、現にICS事件でも、それぞれ主張された。

ひとつは、文言の「自然かつ通常の意味 the natural and ordinary meaning」に従った解釈である。すなわち、前記引用文中の下線部においては、「請求権 Any claim」を修飾するのは、「補償請求者が被告組合に対して有しまたは有することのある that you have or may have against the [West Bromwich Building Society]」とある部分だけである。また、「請求権」に続く、括弧で挿入されている部分、すなわち、「不当威圧を理由とする契約取消しに関するものであれそれ以外のものであれ whether sounding in rescission for undue influence or otherwise」もまた、不当威圧を理由とする契約の取消しに関する請求権が含まれることを示しているが、それに限定していない。結局、下線部においては、「請求権」の帰属主体および相手方が限定されているだけで、その内容および発生原因は限定されていない。

また、本件投資家らは、本件譲渡抵当融資に基づき、被告組合に対し

(25) Section 3

(b) Investors Compensation Scheme Ltd. agrees that the following claims shall not be treated as a 'third party claim' (as defined in section 4 of this form) for the purposes of this agreement and that benefits of such claim shall enure to you absolutely: Any claim (whether sounding in rescission for undue influence or otherwise) that you have or may have against the [West Bromwich Building Society] in which you claim an abatement of sums which you would otherwise have to pay to that society in respect of sums borrowed by you from that society in connection with the transaction and dealings giving rise to the claim (including interest on any such sums). [下線部は筆者]

ちなみに、この第3条b項は、原告機構の依頼により、ある法廷弁護士(バリスタ)によって起草され、その文言は、遅くとも1992年10月19日までに確定された ([1997] C.L.C. 348 at p. 352)。

て被担保債務を負っている。本件投資家らが置かれた状況は、原告機構から補償金を受領した後も、程度の差はあれ、基本的には変わらない。なぜなら、本件譲渡抵当融資はなお有効であり、本件投資家らとしては、譲渡抵当権の実行により自宅を失いたくなければ、契約条項に従って被担保債務の弁済をしなくてはならないからである。第3条b項の後半部分によれば、そのような状況においては、本件投資家らは、自らに留保された、被告組合に対する権利に基づいて、被告組合に対する本件投資家らの被担保債務の「減額 abatement」を請求することができる。第3条b項の目的は、第三者に対する本件投資家らの権利のうち一定のものを、原告機構への権利の譲渡のいわば例外と定めることで、相殺ないしは差引調整によって、被告組合に被担保債務を弁済する際の本件投資家らの負担軽減にあるものと解される。そのような目的に資するのは、第3条b項で言及されているが、まずは、不当威圧を理由とする取消し rescission for undue influence によって生じる原状回復請求権である。被告組合との関係では、本件投資家らの権利のうち、具体的には、本件譲渡抵当融資に基づき発生した約定利息相当額の返還請求権が、これにあたる。しかも、相殺ないしは差引調整による本件譲渡抵当融資の減額に資する権利は、不当威圧を理由とする取消権およびその行使によって生じる現状回復請求権に限らない。第三者に対する損害賠償請求権もまた、相殺ないし差引調整による本件譲渡抵当融資の減額に資する。したがって、第三者に対する損害賠償請求権は、減額という文言の広い意味に照らしても、第3条b項によって本件投資家らに留保される権利に含まれる。

もうひとつは、取引の目的に従った解釈である。すなわち、文言の自然かつ通常の意味に従った解釈を採用し、大幅な権利の留保、とりわけ第三者に対する損害賠償請求権の留保まで本件投資家らに認めてしまうと、原告機構は、本件投資家らの損害に責任を負うべき第三者から、本件投資家らに支払った補償金を回収する手段を実質的に失うことになる。

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

また、第3条b項において本件投資家らに大幅な権利の留保を認めるのは、自らが権利の行使によって得た利益を原告機構に償還する義務を本件投資家らに課しているからである、と解したとしても、補償金を受領した本件投資家らが、最終的に原告機構に利益を償還するためだけに権利を行使するとは、考えにくい。いずれにしても、第3条b項を、本件投資家らに大幅な権利の留保を認めたものと解釈すると、上述のように、取引上、不合理な結果をもたらすことになる。したがって、同項は、本件投資家らが個々人で行使するのに適した権利、すなわち、本件譲渡抵当融資の取消権と、その行使による原状回復の一環として被告組合に返還すべき金銭の減額請求権に限って、本件投資家らに留保を認めたものと解すべきである。

(二) 下級審の判断

それでは、下級審は、被告組合らに対する権利が原告機構と原告投資家らのどちらに帰属しているか、という先決すべき問題を、どのように決めたのか。本件書式の第3条b項の解釈を中心に、見ていくことにする。

高等法院の判決⁽²⁶⁾において、Evans-Lombe 判事は、まず、上述の2つの解釈のうち、第3条b項の取引の目的に従った解釈を採用した。これによれば、本件投資家らに留保されるのは、本件譲渡抵当融資の取消権と、その行使によって生じる原状回復請求権に限られることになる。それ以外の請求権は、本件投資家らに留保されない。したがって、被告組合に対する損害賠償請求権は、本件書式に基づく権利の譲渡が有効であれば、原告機構に属することになる。

Evans-Lombe 高等法院判事は、文章の構成規則に従う限り、第3条b項の文言について、取引の目的に従った解釈は確かに可能であるが、「使用された語の最も自然の意味 the most natural meaning of the words used ⁽²⁷⁾ではない」と認めた。しかし、同判事は、それにもかからず、第

(26) [1997] C.L.C. 348 at pp. 354-364

(27) [1997] C.L.C. 348 at p. 357

3条b項の文言について、取引の目的に従った解釈を採用するとした。それは、上述のように、第3条b項を、その文言の自然かつ通常の意味に従って解釈すると、原告機構が、本件投資家らの損害に責任を負うべき第三者から、本件投資家らに支払った補償金を回収するのが困難になると考えられたからであった。

ところが、Evans-Lombe 高等法院判事は、第3条b項について、取引の目的に従った解釈を採用しつつも、つまるところ、本件書式に基づく権利の譲渡は、公の秩序 public policy 反し無効である、と判示した。⁽²⁸⁾ 同判事によれば、本件書式に基づく権利の譲渡が有効であるとすると、不実表示に基づく損害賠償請求権と取消しによる原状回復請求権とのように、本来は同一の権利者において選択的にしか行使することのできない請求権が、原告機構と本件投資家らに分属してしまうという点で、公の秩序に混乱をもたらすからであった。結局、同判事は、先決すべき問題について、被告組合に対する、不当威圧、不実表示、注意義務違反などを理由とする損害賠償請求権と、被告組合に対する、本件譲渡抵当融資の取消しによる原状回復の一環としての清算請求権は、いずれも原告機構に有効に譲渡されておらず、原告投資家らによって行使される、と判決するに至った。

原告機構は、この判決を不服として、控訴院に上訴した。

控訴院の判決⁽²⁹⁾では、Legatt 判事が意見を述べ、2人の裁判官がこれに賛同した。原告機構の上訴は、被告組合に対する損害賠償請求権が、第3条b項により原告投資家らに留保される権利に含まれると解されることを理由に、棄却された。

Legatt 控訴院判事は、第3条b項については、自然かつ通常の意味に従った解釈を採用した。原告機構側は、第3条b項中の「請求権（不当威圧を理由とする契約取消しに関するものであれそれ以外のもの

(28) この点につき、[1997] C.L.C. 348 at pp. 361-362 を参照。

(29) [1997] C.L.C. 348 at pp. 363-372.

れ) Any claim (whether sounding in rescission for undue influence or otherwise)」とある部分を、「契約取消しに関する請求権 (不当威圧を理由とするものであれそれ以外のものであれ) Any claim sounding in rescission (whether for undue influence or otherwise)」を意味すると主張していた(下線部はいずれも筆者)。この意味によれば、契約取消しに関する請求権に限って、本件投資家らに留保されることになる。これに対して、Legatt 控訴院判事は、原告機構側が主張する意味は、「使用された語の利用可能な意味 an available meaning of the word」ではない、と述べた。同判事によれば、文言上、本件投資家らに留保される権利を取消しに関する請求権に限定する正当な根拠は、全く存しない。また、ここにいう「請求権 Any claim」という文言を、原審裁判官は「すべてのありうる請求権 all possible claims」を意味するものと解釈したが、そのことに疑いは差し挟まれない。そこで、第3条b項の後半部分の、本件投資家らが被告組合に対する被担保債務の「減額 abatement」を請求する際の根拠となりうるもの、という要件を付加した文言によって、先行する「請求権」という語の意味がどの範囲に限定されるか、が問題となる。この文脈では、後半部分の「減額」は、「減少 reduction」を意味するので、どのような形式の相殺も対象となる。ここから明らかに推測されるのは、被担保債務を負ったままの本件投資家らに、その債務額を減じるために彼らが有するかもしれないすべての請求権を残すことを目的としている、ということである。

また、Legatt 控訴院判事は、原審裁判官が憂慮した、同一の権利者において選択的にしか行使することのできない請求権が、本件書式に基づく譲渡により、原告機構と本件投資家らの間で分属してしまう、という事態を避けるためにも、自然かつ通常の意味に従った解釈を採用すべきである、と述べた。

原告機構は、以上の判決を不服として、貴族院に上訴した。

(三) 貴族院の多数意見—Hoffmann 卿による5原則の提示

貴族院では、Hoffmann 卿の意見に3人の裁判官が賛同した結果、Hoffmann 卿の意見が多数意見となった。多数意見は、下級審とは異なり、原告機構の上訴を認容した。その結果、貴族院は、先決すべき問題については、被告組合に対する損害賠償請求権は、本件書式に基づいて原告機構に有効に譲渡されている以上、原告投資家らではなく、原告機構によって行使されるものであり、他方で、原告投資家らは、裁判所が適切と考える条件で、本件譲渡抵当融資の取消しをする権利を留保すると判示するに至った。

Hoffmann 卿は、まず、本件書式の第3条b項について、解釈の問題を検討するにあたり、第一審の Evans-Lombe 高等法院判事の解釈アプローチを支持することを明言し、つぎのことを「契約文書に関する今日の解釈基準⁽³⁰⁾についての一般的な所見」として述べた。やや長くなるが、その重要性に鑑み、以下、引用する。

私は、法のこの分野を襲った、とりわけ *Prenn v. Simmonds* [1971] 1 W.L.R. 1381, 1384-1386 および *Reardon Smith Line Ltd. v. Yngvar Hansen-Tangen* [1976] 1 W.L.R. 989 における Wilberforce 卿の意見の結果としての根本的変更が、十分に評価されている、とは思わない。ひとつの重要な例外はあるが、その根本的変更の結果とは、契約文書を裁判官が解釈する方法を、真剣な発話が日常生活で解釈される基準としての、常識に基づく諸原則 *the common sense principles by which any serious utterance would be interpreted in ordinary life* に適合させたことであった。「法的」解釈に関する古くからある知的携帯装備 *old intellectual baggages* は、ほとんどすべて放棄されている。それらの諸原則は、つぎのようにおそらく要約されるだろう。

(1) 解釈とは、当事者が契約時に置かれていた状況において、当事

(30) [1998] 1 W.L.R. 896 at pp. 912-913.

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

者に合理的に利用可能であったであろう、すべての背景知識を有する合理人に対して、問題の文書が伝達するであろう、意味の確定である。⁽³¹⁾

- (2) 上述の背景は、よく知られているように、Wilberforce 卿によって「事実の基盤 matrix of fact」と呼ばれたが、この句は、どちらかといえば、背景が含みうることの、控えめな表現である。背景が当事者に合理的に利用可能であったという要件およびつぎに述べる例外を条件として、背景は、合理人が文書の文言を理解した仕方に影響したであろうことは何であれ、完全に含む。⁽³²⁾
- (3) 法は、証拠として許容される背景から、当事者の事前交渉および当事者の主観的意思の表明 the previous negotiations of the parties and their declarations of subjective intent を排除する。当事者の事前交渉および当事者の主観的意思は、文書訂正を目的とする訴訟 an action for rectification においてのみ、証拠として許容される。法は、この区別を実務上の方針に関する理由で設けており、この点に限り、法的解釈は、われわれが日常生活で発話を解釈するやり方とは異なる。この例外の境界線は、いくつかの点で不明確である。しかし、今は、それらの境界線を探究する時ではない。⁽³³⁾
- (4) 文書（または、その他の発話）が合理人に伝達するであろう意味は、その語句の意味と同じではない。語句の意味は、辞書および文法書の問題である。文書の意味とは、関連がある背景において、それらの語句を用いる当事者であれば意味するものと合理的

(31) 以下、引用の便宜のため、この原則を、Hoffmann 卿の第1原則（もしくは単に第1原則）と呼ぶ。

(32) 以下、引用の便宜のため、この原則を、Hoffmann 卿の第2原則（もしくは単に第2原則）と呼ぶ。

(33) 以下、引用の便宜のため、この原則を、Hoffmann 卿の第3原則（もしくは単に第3原則）と呼ぶ。

に理解されていたであろうことである。背景は、合理人に、単に多義的な言葉のありうる意味のうちから選択することだけでなく、(日常生活でしばしば生じることだが)、いかなる理由によるのであれ、当事者が誤った語句または語の配列を使用したに違いないと判断することも、可能にするだろう。Mannai Investments Co. Ltd. v. Eagle Star Life Assurance Co. Ltd. [1997] A.C. 749 を参照。⁽³⁴⁾

- (5) 語句にはそれらの「自然かつ通常の意味 natural and ordinary meaning」が付与されるべきであるという「準則 rule」は、人々が言葉の誤りを特に正式文書 formal documents で犯していることを、われわれとしては容易に認めないという、常識に基づく命題を反映している。他方で、もし、それにもかかわらず、人が、背景から、言葉について何かが間違っているに違いないと判断するならば、法は、当事者が明らかに有していたはずのなかった意思を当事者のものと考えるように、裁判官に求めない。Diplock 卿は、Anataios Compania Naviera S. A. v. Salen Rederierna A. B. [1985] A.C. 191 でつぎのように述べた時に、このことを力強く主張した。

「もし、商事契約中の語句に関する詳細な意味論および構文論に基づく分析が、取引上の常識をあざ笑う結論に至ることになるならば、そのような分析は、取引上の常識に応じさせなくてはならない。」⁽³⁵⁾

(34) 以下、引用の便宜のため、この原則を、Hoffmann 卿の第4原則（もしくは単に第4原則）と呼ぶ。

(35) 以下、引用の便宜のため、この原則を、Hoffmann 卿の第5原則（もしくは単に第5原則）と呼ぶ。

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

Hoffmann 卿の所見は、以上である。この所見は、契約書の解釈が問題となる後続の事件、そして、近時のどの契約法教科書においても、頻繁に引用される。その際には、Hoffmann 卿のこの所見は、イングランドの裁判所による契約書解釈に関する一般原則として、そのまま引用されることが多い。そもそも、ICS 事件の先決すべき問題を決定するために、所見に含まれる第1から第5までの各原則が、本件書式の第3条b項の解釈に際して、どのように適用されたのか。以下では、この点に留意して、Hoffmann 卿の意見を検討したい。

Hoffmann 卿は、本件書式の第3条b項の解釈につき、Evans-Lombe 高等法院判事の意見に賛同した。そして、同判事が直近の同様の事件の⁽³⁶⁾判決で指摘した点に⁽³⁷⁾付加すべき事情として、以下の4点を指摘した。

(36) Investors Compensation Scheme Ltd. v. Cheltenham & Gloucester plc. [1996] C.L.C. 385 (Ch.). 同事件が、Hoffmann 卿がその意見で引用した「Cheltenham and Gloucester 事件」([1998] 1 W.L.R. 896 at pp. 911 D-912 D) である。Cheltenham and Gloucester 住宅金融組合もまた、被告組合と同様に、独立金融アドバイザーと提携して、ホーム・インカム・プランの取引をしており、原告機構および投資家らが、Cheltenham and Gloucester 住宅金融組合に対しても損害賠償を求めて、高等法院に訴えを提起していた。紛争の構図は ICS 事件とほぼ同じであった。同事件では、Evans-Lombe 高等法院判事が、投資家らへの補償金の支払いと同時に、本件書式と同じ書式によって投資家らは第三者に対する請求権を原告機構に有効に譲渡しており、Cheltenham and Gloucester 住宅金融組合に対する損害賠償請求権は原告機構に帰属する旨の判決を下していた。

(37) Hoffmann 卿は、ICS 事件貴族院判決の自らの意見で、Cheltenham and Gloucester 事件において、Evans-Lombe 高等法院判事が、本件書式と同じ書式で同じ文言が使用された背景として、つぎの2つの顕著な事実注目したと指摘する。

第一は、関係当事者の利益状況である。「住宅金融組合と事務弁護士が、投資家らが請求権を有しそうな唯一の資力ある当事者であった。住宅金融組合と事務弁護士とは、前者が確実に最優先すべき目標であろう。住宅金融組合は、金融業者が可能な限り多額の金銭を貸そうと先を争っていた時に、通常よりも高い利率で確実な担保（自宅価格の最大50%）に基づいて金銭を貸与することにより、ホーム・インカム・プランで利益を得てい

第一に、本件書式中の契約条項は、法律家に読まれることを目的としていることは明らかであった、ということである。確かに、本件書式は、原告機構と本件投資家らとの間で交わされた契約書であり、その読み手は、契約の一方当事者となるはずの、本件投資家らであると本来は想定すべきであろう。しかし、Hoffmann 卿は、本件書式には、素人である本件投資家らの内容理解を助けるために、説明のための注記 explanatory note が付されていることに注目した。そして、同卿は、説明のための注記は読んだが、それ以外の本件書式の契約条項を読まなかった素人は、これから行う取引の効力に関する正確な説明を与えられていた、という想定から始めるべきである、と述べた。同卿が注目した、説明のための注記の第4項⁽³⁸⁾は、無条件かつ留保なしに、本件投資家らは、投資

た。原告機構は、投資家に補償金を支払った以上、住宅金融組合に対する投資家の請求権を承継するであろうと、人は思うかもしれない。もしそうでないならば、投資家は補償金を受けすぎているだろう。第7項のように、書式の他の規定は、原告機構が訴えを提起し、支払った補償金額を超える純回収額の清算を投資家に対して行うであろうと想定するように思われた。しかし、投資家が原告機構に何かを返さなくてはならないとする規定はなかった。これは、原告機構が、回収可能な損害賠償を請求する権利を与えられていることを示唆した」([1998] 1 W.L.R. 896 at p. 911 G-H)。

第二は、問題の語句の挿入が法に照らして奇妙であったことである。「もし問題の [=第3条b項の一筆者] 挿入語句が網羅的であったならば、なぜ「不当威圧を理由とする契約の取消しに関するもの」が選出されたのか。他の理由に基づく契約の取消し、あるいは、制定法またはコモン・ロー上の義務違反を理由とする請求権はどうか。問題の挿入語句は、むしろ、住戸の賃貸借において、賃借人は「ペット（去勢されたベルシア猫か否かは問わない）」を飼ってはならないと規定するようなものであった。何かがうまくいっていないように思われた Something seemed to have gone wrong」(Ibid at p. 912 A)。

これらの点に関する Evans-Lombe 高等法院判事自身の Cheltenham and Gloucester 事件での説明については、[1996] C.L.C. 385 at pp. 397-400 を参照。

(38) Explanatory Note

4. You also agree that I.C.S. should be able to use any rights which you now

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

家補償制度の加入者であった本件アドバイザー以外の者に対する自らの権利をすべて放棄し、原告機構に譲渡する、と定めていた。もし本書式の趣旨が、原審が述べたような、本件投資家らは被告組合に対する自己の請求権を保持するというものであったならば、説明のための注記の第4項は、素人の読み手にとって、非常に誤解を招くものであった。

第二に、第一の指摘から結論として言えるのは、本件書式の第3条b項の目的は、Hoffmann 卿によれば、何らかの権利が素人によって「請求権」とはみなされない時に、それは「請求権」にあたると法律家が主張するかもしれない事態を取り扱うことであった、ということである。ここで、法律家が「請求権」にあたると主張するかもしれない事態とは、本件譲渡抵当融資の取消しの効果として生じる、エクイティ上の利得償還請求権であった。この権利は、通常金銭請求権とは異なり、被告組合からの金銭の受領ではなく、取消しにより被告組合に返還すべき金銭の減額によって、実現するものである。このため、素人にとっては「請求権」とは観念し難いものであった。

第三に、Hoffmann 卿によれば、法律家であれば、原告機構が、事務弁護士事務所である被告事務所に対する請求権は、本件投資家らから譲り受けるが、被告組合に対する損害賠償請求権は、本件投資家らに残すとするのは、非常に奇妙である、と考えるであろう。どちらも同じく本件投資家らの損害に責任を負うべき第三者でありながら、そのような違いを設けることを正当とする理由がないからである。

最後に、Hoffmann 卿は、まともな考えを持ったどんな法律家も、被告組合に対するすべての請求権が本件投資家らに留保される、と単に言うつもりであったならば、第3条b項において、括弧によって挿入され

have against anyone else in relation to the claim. Example might be directors of the firm or other persons also responsible for causing the loss for which you are being compensated. You give up all those rights and transfer them to I.C.S. (paragraph 6). [下線部は筆者]

た語句をわざわざ使用しなかったであろう、と指摘した。

このように、Hoffmann 卿は、本件書式の第3条b項の解釈については、契約書の解釈基準の提示とその適用によって、第一審の Evans-Lombe 判事の判断を支持した。最後に残った問題は、本件書式に基づく権利の譲渡が公の秩序 public policy に反し無効であるとした、Evans-Lombe 高等法院判事の見解の当否であった。この問題については、Hoffmann 卿は、同判事の見解に同意しなかった。

Hoffmann 卿によれば、本件譲渡抵当融資の取消権は、自宅に設定された譲渡抵当権の負担からの解放を目的とする権利であって、譲渡抵当権を設定した不動産の所有者のみが行使しうるものである。つまり、本件譲渡抵当融資の取消権は、本件投資家らの自宅の所有権に付随する権利であり、その所有権と分離して譲渡することはできない。したがって、その行使によって生じる原状回復請求権（具体的には、取り消される本件譲渡抵当融資の約定利息と、取消しの条件として裁判所が定める合理的利息との差額分だけ、被担保債権の元本の減額を請求する権利）もまた、取消しによる原状回復の効果の一部であって、本件投資家らの自宅の所有権に付随する権利であるので、その法的性質からして、原告機構に譲渡することはできない。

それでは、第3条b項の趣旨とは何か。Hoffmann 卿によれば、起草者は、補償金を受領した本件投資家らが、本件譲渡抵当融資の取消しを請求したときは、原状回復により得られた利益を原告機構に償還しなくてよいものとするを明確にしたかった。ところが、起草者は、Hoffmann 卿の理解するところでは、原告機構へ譲渡される権利の範囲の問題と、本件譲渡抵当融資の取消しに伴う原状回復によって被告組合から得た利益のうち、本件投資家らが原告機構に償還すべきものの範囲の問題とを、混同してしまった。このため、起草者は、本件投資家らは、被告組合から本件譲渡抵当融資の取消しに伴う原状回復によって得た利益は原告機構へ償還しなくてよいとする趣旨で、第3条b項で、取消し

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

に関する請求権が本件投資家らに留保される、と定めてしまった。取消しによる原状回復請求権の原告機構への譲渡は、上述のように、法的に不可能である。以上の意味で、第3条b項は、無用の誤解を招く規定であった。

(四) 小括

Hoffmann 卿は、第一審の Evans-Lombe 高等法院判事が指摘した取引の背景に加えて、本件投資家らと原告機構との間で取り交わされた本件書式の第3条b項を、1986年法および1990年規則の関連規定を引用し、さらにより広い範囲の文脈（法的基盤ないしは法的背景 legal matrix or legal background）に照らして、解釈した。同じ本件書式の第3条b項を対象としつつも、Hoffmann 卿の解釈は、本件書式の言葉の「明白な意味 plain meaning」を強調し、本件書式しか参照せず、本件で取引の目的を顧慮しなくても不合理な結果とはならないと主張した Lloyd 卿の解釈とは、全く対照的であった。Lloyd 卿は、ICS 事件の貴族院判決で唯一、反対意見を述べ、控訴院の判決を支持した。

また、本件書式の起草者の主観的意思は、証拠としては許容されなかった。契約解釈の客観的アプローチが、それを許さないからである。そもそも、ICS 事件は、当事者が交渉によって契約書を作成した事例ではなく、原告機構（に委託された法廷弁護士）が一方的に契約書（本件書式）を作成し、本件投資家らはその定型的内容に従って諾否を決するしかなかった事例であった。そのことに鑑みても、起草者の主観的意思は、仮に証拠として許容されたとしても、一方当事者（原告機構側）の主観的意思を明らかにするだけで、それを認識しうる状況に他方当事者（本件投資家ら）はなく、契約書の内容の客観的確定に資することはなかったものと思われる。

ところで、ICS 事件貴族院判決において、Hoffmann 卿が乗り越えなくてはならなかったものは何か。それは、言葉の「明白な意味」ないし「自然かつ通常の意味」に従った契約書解釈のアプローチであった。そ

れは、ICS 事件の下級審判決に対する Hoffmann 卿の評価に、明瞭に現れている。

Hoffmann 卿は、「言葉が自然かつ通常のやり方で用いられなかった時には、自然かつ通常の意味という概念が有用であるとは思わない⁽³⁹⁾」と述べ、控訴院判決における Legatt 判事の見解を批判した。また、Legatt 控訴院判事は、第一審の Evans-Lombe 高等法院判事による第3条b項の解釈が、その文言の「利用可能な意味」でないと述べていたが、それが「裁判官が、契約書の訂正の場合を除いて、当事者が意味または構文の誤りを犯していたに違いないと判断することができない⁽⁴⁰⁾」ことを意味するならば、Legatt 控訴院判事は誤っている、と述べた。

このように、Hoffmann 卿は、契約書解釈の従来のアプローチが、言葉または構文の誤用が推測される事例を適切に取り扱えないことを指摘した。そこで、つぎに、章を改め、イングランド法における契約書解釈のアプローチの変遷を概観しつつ、その中に Hoffmann 卿の問題意識を位置づけることにしたい。

三 若干の検討

(一) 契約解釈の前提—客観的アプローチ

契約の解釈とは、裁判所が契約の意味および法的効果を決定する過程である。⁽⁴¹⁾ 契約の解釈は、口頭契約 oral contracts だけでなく、契約条項がすべて書面にされた書面契約 written contracts も対象とする。また、黙示条項 implied terms だけでなく、明示条項 express terms も対象とする。なお、冒頭で述べたように、本稿は、書面契約の、しかも明示条項の解釈に、検討の対象を限定する。

(39) [1998] 1 W.L.R. 896 at p. 914 E.

(40) Ibid at p. 914 F.

(41) *Chitty* (2012), vol. 1, para. 12-041.

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

書面契約の明示条項の解釈の目的は、その条項から、そして、以下で詳論するが、その契約ないし条項の、利用可能な事実的背景 the available factual backgrounds から、合意の意味を発見することである。⁽⁴²⁾ 書面契約の解釈を規律する諸原則は、コモン・ローとエクイティとを問わず、単純契約 simple contracts と捺印証書契約 specialties とを問わず、同一であるとされる。⁽⁴³⁾

契約書の解釈が果たすべき任務は、その「当事者の共通の意思 common intention of the parties」の確定であると、しばしば言われるが、これは誤解を招く表現であると、やはりしばしば指摘される。⁽⁴⁴⁾ そもそも合意は、それを構成する言葉およびその事実的背景の客観的評価によって、確定されなくてはならない。ここでの問題は、当事者の一方または他方が、契約時に意図したまたは理解していたことではない。問題は、当事者の地位にある合理人であれば、問題の言葉が意味すると理解していたであろうこと、である。これを、以下では、契約解釈の客観的アプローチ（もしくは単に客観的アプローチ）と呼ぶことにする。上述の Hoffmann 卿の第1原則は、書面契約について、このことを改めて確認する。

(二) 契約書解釈の伝統的アプローチ

契約解釈の客観的アプローチの下では、当事者の合意を構成する言葉は、当事者が実際に述べたことを意味するものと、基本的に推定される。したがって、合意を構成する言葉は、現状のまま解釈されなくてはならない。

問題は、この基本的な推定が、契約条項がすべて書面（契約書）に記載されている書面契約の場合に、契約書の解釈にどのようなアプローチをもたらすか、である。

(42) *Ibid.*, vol. 1, para. 12-042.

(43) *Ibid.*

(44) *Ibid.*

ある学者は、契約書の解釈においてイングランドの裁判所が伝統的に採用してきたとされるアプローチ（以下、これを、契約書解釈の伝統的アプローチと呼ぶ）の特徴を、第一に、解釈の目的、第二に、言葉に対する裁判所のアプローチ、そして第三に、裁判所が考慮する証拠資料、という3つの観点に即して、つぎのように説明する。

第一に、解釈の目的は、「当事者の意思 intention of the parties」を確定する作業である。もっとも、これは、イングランド法は、一方または双方当事者の実際の意味ないし主観的意思 either or both parties' actual or subjective intentions に関わらない、ということを含意する客観的原則によって、直ちに修正される。解釈は、合意を含む文書で明らかにされたものとしての意思に集中される。この意味で、当事者の意思は、客観的に確定される。⁽⁴⁵⁾

第二に、言葉に対する裁判所のアプローチについては、契約の当事者の共通の意思は、当事者が使用した言葉の「平明な意味 plain meaning」ないし「自然かつ通常の意味 natural and ordinary meaning」から認識されるべきものとされる。言葉に対する比較的厳格ないし形式的なアプローチが、ここでは採用される。⁽⁴⁶⁾

第三に、裁判所が考慮する証拠資料については、裁判所は、書面に記載された条項を補充したり、変更したり、反駁したりするために、解釈されている契約書の四隅の外にある証拠を、解釈の補助として通常は考慮しない。「外部証拠 extrinsic evidence」へのこの限定的なアプローチは、契約書以外の証拠排除の準則 parol evidence rule として知られている。時折、外部証拠が許容されることがある。しかし、それは、通常は、問題の言語が多義的である場合または表現に関する他の問題が生じる場

(45) Gerald McMeel, *The Construction of Contracts* (2nd ed., Oxford: Oxford University Press, 2011) (以下、同書を *McMeel* (2011) と略称する), para. 1.35.

(46) *Ibid* at para. 1.36.

合に、限定される⁽⁴⁷⁾。

(三) 契約書解釈の伝統的アプローチが前提とする言葉の「意味」

契約書解釈の伝統的アプローチは、上述したように、契約当事者の共通の意思を客観的に確定するにあたり、すべての条項が記載された契約書の存在を前提に、そこに書かれた言葉の自然かつ通常の意味に従う。問題は、契約書に書かれた言葉を解釈する際に、その自然かつ通常の意味にどこまで従うべきか、である。

この問題に対しては、契約書の伝統的アプローチは、程度の差はあれ、言語の確実性および言葉の固有の意味を基本的に信頼する。したがって、一方では、契約書の伝統的アプローチの下では、言葉の自然かつ通常の意味に従うことが自明のものとされ、契約書解釈の原則と位置づけられる。他方で、契約書の解釈において、問題となる言葉に、その自然かつ通常の意味とは異なる意味を付与することは、判例上、一定の例外にあたらなければ、認められない⁽⁴⁸⁾。

(47) *Ibid* at para. 1.38.

(48) たとえば、Joseph Chitty, *A Treatise on the Law of Contracts* (15th ed. by Wyatt Paine, London: Sweet and Maxwell, 1909) (以下、同書を *Chitty* (1909) と略称する), p. 95 は、主に19世紀の判例をもとに、この点に関する法をつぎのように概説する。「契約書 a contract に付与されるべき意味は、その中で用いられた条項の明白 plain, 明確 clear かつ自明の obvious 結果であるので、これらの条項は、その明白な plain, 通常の ordinary かつ一般に普及している popular 意味で、理解されるべきである。ただし、つぎの場合には、この限りでない。すなわち、それらの条項が、一般に、その目的物 subject-matter に関して一知られている取引慣行またはそれに類するものによって as by the known usage of trade or the like—同じ言葉の一般に普及している意味とは全く異なった、特別の意味を得ている場合、そして、契約書の文脈 context が、その条項が、その特定の場合において in the particular instance, そして、その契約の当事者の契約書に現れた意思 immediate intention of the parties to that contract を実現するために、何らかの別の特別の意味で in some other special sense 理解されるべきことを明確に指示する場合。そして、同じ準則は、つぎのように言い直されている。すなわち、言葉は、その厳密で、一般に容認された主要な意味に従って

⁽⁴⁹⁾
 Lovell and Christmas Ltd. v. Wall は、契約書解釈の伝統的アプローチの下で、言葉の自然かつ通常の意味に従った契約書解釈の原則の確立を象徴する事例として、しばしば引用される。同事件では、ロンドンで食料品商 provision merchant の事業を営む原告会社が、リヴァプールの訴外会社の食料品商の事業を買収する際に、訴外会社の取締役らとの間で、食料品商の事業につき、競業避止の書面契約を締結した。その後、訴外会社の取締役を経て原告会社の取締役となっていた被告が、その地位を辞して、マーガリンの製造販売事業を始めたため、原告会社は、被告を相手取って、マーガリンの製造販売事業の差止めを求め、高等法院に訴えを提起した。高等法院は原告会社の請求を棄却したため、原告会社は控訴院に上訴した。同事件では、原告会社との間で締結した競業避止の書面契約により訴外会社の取締役らが営んではならないとされる「食料品商」の事業は、マーガリンの製造販売事業を含むのかが、問題となった。控訴院は、問題の「食料品商」の事業には、マーガリンの製造販売事業は含まれないとして、裁判官の全員一致で、原告会社の上訴を棄却した。

控訴院の判決において、Cozens-Hardy 記録長官は、契約書を解釈するのは裁判所であって、その際に、当事者が何を意図したまたは理解した

according to their strict and primary acceptance, 解釈されるべきである。ただし、その文書自体およびそこから受け取られるべき当事者の意思から、その言葉が異なる意味で使用されていると見られる場合、または、その厳密な意味では言葉が効力を発することができない場合には、この限りでない」。

(49) (1911) L.T. 85 (C.A.). なお、この判決は、ヨーロッパ私法共通準則草案のコメントでも、合意を含んでいる文書の外部で当事者の意思の探究を許さない、イングランド法およびアイルランド法の伝統的なアプローチの例証として、引用されている。Christian von Bar and Eric Clive (eds.), *Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law: Draft Common Frame of Reference (DCFR)* (2009, Munich: Sellier), vol. 1, II.-8. 101, note II., 9.

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

かを問うのは不適切である、と述べた。Cozens-Hardy 記録長官によれば、裁判所が契約書の解釈において問題とすべきは、当事者が文書で使用していた言葉の意味であり、それは原則として、その言葉の通常の文法的な意味であった。

当事者が文書で使用していた言葉の意味とは何か。それが問題であり、したがって唯一の問題である。そのことを述べるのに際して、私は、いかなる証拠も許容されてはならない、と主張するつもりはない。無論、その反対であることは、明らかである。もし捺印証書がある土地に関するものであるならば、その土地がどのようなものを証明するために、証拠を提出することができる。もしある文書が外国語で書かれているならば、通訳を使用してよい。その文書が技術用語を含んでいるならば、専門家が説明してよい。もし、取引の慣習または市場の慣行に従って、ある言葉が副次的な意味 secondary meaning を獲得していたならば、その意味を証明するために、証拠が提出される。ある特定の取引では、1,000羽のウサギは、1,200羽を意味する。⁽⁵⁰⁾しかし、事案がこれらの例外のいずれにもあたらなければ、その文書で使用された言葉の通常の文法的な意味に従って according to the ordinary grammatical meaning of the words used therein、かつ、その文書の当事者の間で事前にやり取りされたことには触れずに and without reference to anything which has previously passed between parties to it、その文書を解釈するのが、英語を理解するものと想定される、裁判所の義務である。⁽⁵¹⁾

当事者は、各自の利害と置かれた状況を踏まえて、日常言語の使用者として、契約書の言葉を、その自然かつ通常の意味に従って、起草してい

(50) Smith v. Wilson (1832) 3 B. & Ad. 728; 110 Eng. Rep. 266.

(51) (1911) L.T. 85 at p. 88 per Cozens-Hardy, M.R.

るはずである。したがって、裁判所が、契約書の言葉を、その自然かつ通常の意味を離れて自由に解釈すると、裁判所による契約書解釈の結果を予測することが困難になるという点で、極めて不安定な状態が生じることになる。契約書解釈の伝統的なアプローチが、原則として、言葉の自然かつ通常の意味に従うとともに、契約書以外の証拠を排除してきたのは、このような考慮に基づいていた。

ICS 事件でも、言葉の自然かつ通常の意味は、裁判官にとって、やはり無視しがたいものであった。問題となった本件書式の第3条b項の解釈に際して、Evans-Lombe 高等法院判事は、同種の別件である Cheltenham and Gloucester 事件においてではあるが、本件書式と同じ書式の、同じ条項の解釈を自ら評して、「私は、その言葉の意味を曲げなくてはならない I must do violence to that natural meaning⁽⁵²⁾」と述べた。また、控訴院でも、Legatt 判事は、Evans-Lombe 高等法院判事の解釈は、問題の言葉の「利用可能な意味 available meaning of the words⁽⁵³⁾」ではない、と指摘した。

加えて、上述したが、貴族院で唯一、反対意見を述べた Lloyd 卿もまた、言葉の「明白な意味 plain meaning」に従うことを強調していた。言葉の明白な意味に従う限り、Lloyd 卿としては、Hoffmann 卿の解釈に反対しなくてはならなかった。Lloyd 卿は、取引の目的を重視した Hoffmann 卿の解釈を、「契約の目的的解释 purposive interpretation は、その目的が合理的な確実さで確認される場合には、有用な手段である。しかし、創造的解释 creative interpretation は、それとは全く別物である。一方が他方に変化することは許されてはならない⁽⁵⁴⁾」と手厳しく批判

(52) [1996] C.L.C. 385 at p. 397.

(53) [1997] C.L.C. 348 at p. 369.

(54) [1998] 1 W.L.R. 896 at p. 904 D. なお、これに先立つ箇所でも、Lloyd 卿は、本件書式の第3条b項の括弧内の部分につき、Hoffmann 卿の解釈上の操作を批判して、「私は、(Prenn v. Simmonds [1971] 1 W.L.R. 1381, 1384-1388 における Wilberforce 卿が述べたことを参照するかどうかを問

した。

これに対して、ICS 事件貴族院判決において、上述のように、Hoffmann 卿は、契約書の言葉が自然かつ通常の仕方では用いられなかった場合における、言葉の「自然かつ通常の意味」の概念の有用性を否定したが、直前の別の事件でも、同趣旨の評価を述べていた。

私は、いくつかの事案では、言葉が自然の意味を有するという観念 the notion of words having a natural meaning はあまり有用ではないと考える。言葉の意味は構文 syntax および文脈 context の影響を非常に受けやすいので、ある文章での言葉の自然の意味が、別の文章では非常に不自然となることがある。⁽⁵⁵⁾

もっとも、契約書解釈の伝統的アプローチが、言葉の自然かつ通常の意味を原則として重視することは、契約書解釈の現代的アプローチ（後述）によって、直ちに排斥ないし否定されるものではない。契約書解釈の現代的アプローチ（後述）においては、言葉は自然かつ通常の意味を有するという観念に代えて、特定の言葉の「一般に行われている conven-

わず)、裁判所が、挿入語句が「一切の請求」という言葉の幅を強調するように意図されている場所である括弧の内部から、挿入語句を取り除き、その挿入語句が正反対の意味を有する場所である括弧の外に、その挿入語句を置くことを可能とする解釈の原理について、知らない」と述べる。ここから、言葉の明白な意味を基準とする Lloyd 卿の解釈では、誤った構文への対処が想定されていないことが、窺える。Lloyd 卿によれば、本件書式の第3条b項における構文誤用の責めは、「起草がずさんである The drafting is slovenly」([1998] 1 W.L.R. 896 at p. 903 H) との評価に端的に現れているように、バリスタに起草を委託した原告機構が負うべきことになる（なお、Contra proferentem の原則を、Lloyd 卿はここで適用していない）。

(55) Charter Reinsurance Co. Ltd. v. Fagan [1997] A.C. 313 (H.L.(E.) at p. 391.

tional] ないし「常識的な common-sense」意味（または、意味の範囲）について語るのが、より望ましいとされる。⁽⁵⁶⁾そのような言葉が用いられる文脈は、一般に行われているどの意味が最も当事者の意思に一致しそうであるかを選択する際に、常に⁽⁵⁷⁾関連がある。したがって、背景に照らして、当事者の立場で合理人が理解した意味と一致すれば、契約書の問題の言葉に自然かつ通常の意味を付与することは、契約書解釈の現代的アプローチによっても、当然、許容されることになる。

(四) 契約書解釈における取引の「背景」と「目的」

① 言葉の自然かつ通常の意味に従った契約書解釈の「死角」

しかし、言葉の自然かつ通常の意味に従った契約書の解釈にも、死角がないわけではなかった。ICS 事件貴族院判決よりも少し前、Hoffmann 卿は、つぎのように指摘していた。

無論、法が話者の主観的意思 speaker's subjective intentions に関知しないのは、確かである。しかし、それゆえに、法の関心は「話者の言葉の意味 meaning of his words」にあるという認識は、ある重要な曖昧さを覆い隠す。その曖昧さとは、言葉の意味と、何が言葉の使用者の意味として理解されるかという問題 the question of what would be understood as the meaning of a person who uses words とを、区別しないところにある。言葉の意味は、辞書に記載されているので、そして、言葉の配列の効果は、文法書に記載されているので、ある話者の発話 a speaker's utterance を理解するためにわれわれが使用する資料の一部である。しかし、それは、一部に過ぎない。もう一部分は、その発話がなされた背景に関する、われわれの知識 our knowledge of the background against which the utterance was made である。ある言葉がある辞書の意味を複数有する時に意図された意味を選ぶだけでな

(56) *McMeel* (2011), para. 1.69.

(57) *Ibid.*

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

く、言葉が一義的であるが、話者が誤った言葉を使用している時に、話者の意味を理解することを、われわれに可能にするのは、背景 background⁽⁵⁸⁾ である。

Hoffmann 卿が指摘するように、当事者が、契約書の文言の起草にあたって、誤った言葉を使用した場合には、言葉の自然かつ通常の意味に従った解釈では、契約書に書かれた言葉の意味を適切に定めることはできない。当事者がそもそも言葉を誤用した以上、言葉の自然かつ通常の意味に従った解釈をしても、その結果が、当事者がそもそも意図した意味とはかけ離れたものになることは、避けられないからである。契約解釈の客観的アプローチの下では、上述のように、法は、原則として、契約の一方または双方当事者の主観的意思に関知しない。また、当事者としては、契約書の文言の起草の誤りを犯したのであれば、その誤りを訂正することができる場合を除き、言葉の自然かつ通常の意味に従った契約書解釈の結果を甘受すべきことになる。

しかし、契約解釈の客観的アプローチは、もし、契約書の書面内で、契約の言葉に関してのみ、適用されるならば、不合理または不安定な結果に至る潜在的危険性を有する⁽⁵⁹⁾。裁判所としては、契約書の解釈によって契約書ないし契約条項に付与した意味が不合理ないし不安定な結果をもたらすこともまた、できる限り避けなくてはならない。契約解釈の客観的アプローチが契約の利用可能な背景と連携して適用される場合には、そのような背景はすべての当事者に合理的に利用可能な背景事実である⁽⁶⁰⁾ので、取引の目的に適った結果が一般に達成されるはずである。ここに、当事者が契約書に誤って書いた言葉の意味を確定するために、取引の背

(58) *Mannai Investments Ltd. v. Eagle Star Assurance Co. Ltd.* [1997] A.C. 749 at p. 775 C-D.

(59) *McMeel* (2011), para. 3.55.

(60) *Ibid.*

景の認定と、そこから現れる取引の目的に従った解釈が、要請される。Hoffmann 卿の上述の発言からすれば、取引の背景は、その目的と相まって、契約書の解釈において絶えず参照される、必要不可欠な指針と位置づけられることになろう。Hoffmann 卿の第4原則および第5原則は、この文脈において、理解されなくてはならない。

② 契約書解釈の伝統的アプローチにおける背景の限定的役割

ところで、契約書解釈の伝統的アプローチも、取引の背景から現れる取引の目的に従った解釈を、全面的に否定していたわけではなかった。ただし、取引の背景は、契約書以外の証拠（外部証拠）にあたる。19世紀までのイングランドの裁判所では、契約書に限らず、文書の内容を変更または否定するための文書以外の証拠は許容されない、とする準則（以下、文書以外の証拠排除の準則と呼ぶ）が、現在よりも厳格に行われていた。19世紀前半から版を重ねた定評のある契約法教科書は、「言葉に何ら多義性がないときには、その言葉に反した解釈を行ってはならない Quoties in verbis nulla est ambiguitas, ibi nulla expositio contra verba fienda est」⁽⁶¹⁾ という法諺を、契約書以外の証拠排除の準則の根拠として挙げている。同書は、その上で、契約書以外の証拠排除の準則をつぎのように概説する。

それゆえ、使用された言葉に多義性がない no ambiguity in the terms used 場合には、その合意または文書自体が、当事者の意思に関する唯一の尺度 the only criterion of the intention of the parties である。したがって、この原則 [= 文書ないし契約書以外の証拠排除の準則—筆者] は、たとえ、そのような証拠が、当事者の真の意思が文書で用いられた特定の表現とは異なっていたことを、明確に証明するかもしれないとしても、文書自体と矛盾する口頭証拠 parol evidence を排除す

(61) Sir Edward Coke, *Littleton*, 147a.

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

る。したがって、これは常に、コモン・ロー裁判所だけでなく、エク
イティ裁判所の準則でもある。⁽⁶²⁾

ここから窺えるように、契約書の解釈にあたり、契約書以外の証拠が許容されるのは、契約書の言葉が多義的 ambiguous である場合に限られることになる。それは、上述の法諺に由来する伝統的な要件であり、⁽⁶³⁾「解釈の必要のないことを解釈することは、許されない」とする趣旨に基づくものと解されていた。上述のように、契約書解釈の伝統的アプローチは、言葉の自然かつ通常の意味に従った契約書解釈を原則としていた。その原則の下では、契約書の解釈における取引背景の役割は、契約書の言葉の多義性という伝統的な要件の制約を受け、限定的なものに留まらざるをえないことになった。

⁽⁶⁴⁾ Shore v. Wilson は、契約書ではなく、信託設定証書の解釈が問題となった事件であるが、19世紀のイングランドの裁判所が文書解釈の目的で許容される証拠をどのように理解していたかを知るうえで、最も重要である。同事件では、1704年および1709年に完成した、Lady Hewley を設定者とする信託設定証書の解釈が、問題となった。信託設定の目的は、プロテスタント信仰に関する宗教上の様々な目的であった。信託設定証書が完成された当時、法律上許容されていたすべての宗派は、三位一体の教理を信奉していた。しかし、19世紀半ばには、Lady Hewley の信託財産の受託者の過半数は、イエス・キリストの神性を否定するユニテリアン派の信者であった。そこで、ユニテリアン派の信者が Lady Hewley

(62) Chitty (1909), p. 113.

(63) Joseph Chitty, *A Practical Treatise on the Law of Contracts, not under Seal* (2nd ed., London: S. Sweet, 1834) (以下、同書を Chitty (1834) と略称する), p. 81. なお、この一文は、同書の第5版から消えている。Joseph Chitty, *A Practical Treatise on the Law of Contracts, not under Seal* (5th ed. by John A. Russell, London: S. Sweet, 1853), p. 96.

(64) (1842) 9 C. & F. 355; 8 Eng. Rep. 450.

の受託者としての資格を有するかが問題となった。大法官裁判所は、設定者である Lady Hewley の念頭にはユニテリアン派はなかったであろうとして、ユニテリアン派の信者は、信託設定証書に基づき受託者としての資格を与えられない、と判決し、上訴審の貴族院もこの判決を支持した。

貴族院の判決における問題点のひとつは、信託設定者の Lady Hewley がある特定の宗派の信者であったという、周囲の状況に関する証拠が許容されるか、であった。この点に関して、Tindal 首席判事は、文書が一義的であり、かつ、文書外部の状況 external circumstances が、文書の言葉の効力または適用に関して疑いまたは困難を生じさせなければ、「文書は、それらの言葉自体の厳密、明白、共通の意味に従って according to the strict, plain, common meaning of the words themselves, 常に解釈されるべきである⁽⁶⁵⁾」と述べ、そのような場合には、「文書以外の証拠 evidence dehors the instrument は、その文書の当事者の意思であると推測されまたは主張されるものに従って、その文書を説明するためには、全く許容されない⁽⁶⁶⁾」と続けた。

ここで注目すべきは、言葉の明白な意味に従って文書を解釈するための要件である。第一の要件は、文書が文面上一義的であること、である。しかし、これだけでは十分ではない。さらに、周囲の状況が検討されなくてはならない。その検討を通じて、周囲の状況に照らして文書の言葉

(65) Ibid at p. 565; ibid at p. 532.

(66) Ibid at pp. 565-566; ibid. Tindal 首席判事はその理由をつぎのように説明した。「もしそうでなければ、法律家は、安心して文書の解釈について助言することができず、文書に基づいて権利を取得することもできない。というのも、もし、将来の時点において、文書事態の明白な言葉を否定しまたは変更するために、当事者が自分の言葉に付与した特別の意味、文書作成時における内心の意思、またはその文書に基づいてその利益を得ようとした対象に関する口頭証拠が提出されるならば、最も賢明な助言が左右され、最も明確な権原が損なわれるかもしれないからである」(Ibid at p. 566; ibid at pp. 532-533)。

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

の適用に困難が生じるかどうかを、確認しなくてはならない。その結果、文書の言葉が文面上一義的であり、周囲の状況に照らして文書の言葉の適用の困難も確認されなければ、その言葉は明白な意味に従って解釈されるとともに、契約書以外の証拠は排除されることになる。さらに続けて、Tindal 首席判事は、つぎのように述べた。

あらゆる文書の正当な解釈とは、その文書をして、それが作成された当時の当事者の意思を語らせるものであることは明らかである以上、常に、上記の一般準則の例外、あるいは、おそらくより正確に言えば、その例外というよりも、その当然の結果と考えられていたのは、つぎのことである。すなわち、言葉自体の正当な意味について疑いが生じる場合、つまり、周囲の状況の下で *under the surrounding circumstances* それらの言葉の適用に関して困難が生じる場合には、その言葉の意味は、文書以外の証拠 *evidence dehors the instrument* によって探究され、確定される。というのも、理性と常識が、文書の言葉では当事者の真の意思を語らせることができないことに、同意するからである。⁽⁶⁷⁾

Tindal 首席判事によれば、文書以外の証拠（外部証拠）の許否は、文書の言葉だけで当事者の真の意思を語らせることができるかどうかによって、決まることになる。すなわち、もし文書の言葉だけで当事者の真の意思を語らせることができれば、裁判所は、文書以外の証拠を許容することができない。そうでなければ、裁判所は、文書以外の証拠を許容することができる。裁判所が文書の解釈のために文書以外の証拠を許容することのできる場合とは、Tindal 首席判事によれば、文書の言葉の正当な意味について疑いがある場合、つまり、周囲の状況に照らして文書の

(67) Ibid at pp. 566-567; ibid at p. 533.

言葉の適用に困難が生じる場合、であった。

それでは、文書一般でなく、契約書に対象を限定したときに、契約書解釈の伝統的アプローチの下で、契約書の解釈のために、契約書以外の証拠が許容されるのは、具体的にはどのような場合か。上述したように、それは、伝統的には、契約書の言葉が多義的である場合であった（契約書の言葉の多義性については、後述）。そして、19世紀当時、契約書の言葉の多義性という、外部証拠を許容するための要件との関係で最も問題となったのは、商事契約 mercantile (or commercial) contracts であった。商事契約においては、契約書の言葉が、取引の慣行 usage ないしは慣習 custom により、その言葉の自然の意味とは非常に異なる意味を持つことがあるからである。したがって、商事契約においては、契約書の言葉は、商人の慣行および慣習に従って解釈されるべきことが、一般論としては承認されていた。

たとえば、⁽⁶⁸⁾ Grant v. Maddox では、劇場支配人が、俳優との間で、一定の報酬（週給）を支払って「3年間 three years」雇用する旨の書面契約を締結した。俳優は、未払いとされる出演料の支払いを求め、訴えを提起した。俳優側は、劇場に出演すれば、3年間の全期間にわたり、毎週報酬を受けられることを主張した。これに対して、劇場支配人側は、演劇興行の慣行として、1年以上の期間にわたり俳優を雇用する契約の場合には、劇場の休業期間中を除いて、劇場の営業期間中のみ、俳優は報酬を支払われるべきことを主張した。事実審理を担当した裁判官は、この、演劇興行の慣行に関する証拠を採用したうえで、陪審に対して、問題の契約は、俳優が劇場に出演すれば、劇場支配人は俳優に、3年間を通じて毎週報酬を支払うことを内容とするのか、それとも、3年間のうちの劇場の営業期間中のみ毎週報酬を支払うことを内容とするのかを、決定すべき問題として提示した。陪審は、劇場支配人勝訴の評決を下し

(68) (1846) 15 M. & W. 737; 153 Eng. Rep. 1048.

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

た。これを不服とした俳優側は、事実審理における証拠の認定が不適切であったとして、再審理の申立てを行った。財務府裁判所 Court of Exchequer は、裁判官の全員一致で、再審理の申立てを斥けたが、その理由として、演劇興行の慣行によれば according to the uniform usage of the theatrical profession, 俳優は、3年間のうち、劇場の上演期間中のみ毎週報酬を支払われるべきことになっていたことを証明するために、口頭証拠は許容される、と判示した。

また、Myers v. Sarl⁽⁶⁹⁾では、建築業者が、注文主との間で、一定の代金で建物を建築する旨の捺印証書契約を締結した。その捺印証書には、注文主の建築家による自筆の指示がない限り、変更追加工事は許されない、とする条項が定められていた。加えて、捺印証書は、同条項に基づいて実施された追加変更工事については、注文主の建築家への「週単位の報告書 weekly account」の提出を建築業者に要求しており、その報告書の提出を、追加変更工事の代金請求権発生の停止条件としていた。建築業者は、建物を完成させ、注文主に対して、追加または変更の工事の代金を含む、残代金の支払いを求め、訴えを提起した。事件は仲裁に付された。仲裁では、注文主側は、捺印証書所定の手続きに従っていない以上、建築業者は追加変更工事の代金を請求することはできないと主張したが、その主張の中で、週単位の報告書の意味が問題とされた。注文主側は、週単位の報告書は、その言葉の明白、通常、一般に普及している意味に従えば、直前1週間に実施されたすべての追加変更工事を対象としており、建築業者は直前1週間に実施されたすべての追加変更工事および使用した材料の報告書を提出すべきであった、と主張した。これに対して、建築業者側は、建築業界の慣行によれば、週単位の報告書とは、毎週所定の日に実施された追加変更工事および使用した材料の報告書を意味すると主張し、自らその建築業界の慣行の内容を宣誓証言し、

(69) (1860) 3 El. & El. 306; 121 Eng. Rep. 457.

書面にした同業者の証言も証拠として提出した。仲裁人は、週単位の報告書に関する建築業界の慣行を証拠として許容し、建築業者が自ら主張する意味で注文主の建築家に提出した週単位の報告書は、捺印証書契約という「週単位の報告書」の意味に含まれると判断し、手続きに不備のあった一部工事を除き、建築業者の追加変更工事の代金の大部分の請求を認めた。そのうえで、仲裁人は、捺印証書中で使用された「週単位の報告書」という文言の意味を証明するために、口頭証言を許容したことが正当であったかどうかにつき、裁判所の見解を仰いだ。女王座裁判所 Court of Queen's Bench は、裁判官の全員一致で、「週単位の報告書」という表現が建築業界でよく知られている専門用語 term of art であることを説明するために、口頭証拠は許容される、と判示した。

しかし、他方で、商事契約においても、裁判所が契約書の解釈のためにそれ以外の証拠を許容するには、やはり、契約書の言葉の多義性という伝統的な要件が充たされなくてはならなかった。そして、そのことと

(70) 契約書の言葉が、取引の慣行または慣習によって、その自然の意味と異なる意味を有する場合に、その意味を説明するために、外部証拠が許容されるとする判例法理を、裁判官によっては、言葉の(潜在的な)多義性の要件に引きつけて説明することもあった。上述した Myer v. Sarl において、Cockburn 女王座裁判所首席判事は、つぎのように述べている。「裁判所、または、裁判所の地位にある仲裁人の職務は、当事者の意思に効果を与えるように契約を解釈することである。さて、口頭証拠は、通常の意味または語義しか有しない契約の条項を否定するためには許容されないけれども、しかしもし、当事者が、通常の意味だけでなく、その契約が関わる取引または事業の分野に固有の意味を帯びる言葉を使用していたならば、明らかであるのは、もしその契約の文言が、その特有の意味でなく、通常の意味に従って解釈されるならば、適切な効果がその意思に付与されないであろう、ということである。それゆえ、そのような問題が裁判所に提起された場合には、常に判示されているのは、検討の対象とされているその契約が、その通常かつ一般に普及した意味に加えて、特有かつ科学的な意味も有するならば、そのような取引または事業の分野との関連でその契約を起草した当事者は、その特有の意味で言葉を使用することを意図していたに違いない、ということである。これは、契約の解釈は当事者の意思に

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

いわば表裏をなすが、契約書解釈の伝統的アプローチの下では、商事契約においても、もし契約書の言葉が一義的であるならば、契約書の解釈は、言葉の自然かつ通常の意味に従って、なされるものと解されていた。19世紀前半から版を重ねた定評ある契約法教科書は、20世紀初頭の版において、つぎのように述べている。

商事契約 mercantile contracts の場合にも、同様である [=契約書の内容を変更しまたは否定するために、契約書以外の証拠は許容されない一筆者] が、ただし、特定の商業上の表現の意味は、口頭での証言 parol testimony によって証明されることがある。しかし、もし契約書の用語が一義的である unambiguous ならば一すなわち、もしその表現が、一般的で、技術的でない意味の言葉を用いており in words of general, not technical import, かつ、その意味が明確である clear ならば一取引慣行またはそのような意味とは異なる特別の意思に関する口頭での証言は、認められない。この問題に関する判例は、言われているところでは、その通常の意味とは異なる意味で用いられている言葉の説明、または、書面契約と矛盾しない、知られている言葉の付加、⁽⁷¹⁾を許容する域を出ない。

たとえば、Nichol v. Godt⁽⁷²⁾では、原告は、被告との間で、一定量の「見本と同一であることだけが保証された、外国産精製菜種油 foreign refined rape oil, warranted only equal to samples」を売り渡す旨の書面契約を締結した。その際、原告の証言によれば、被告に対して、売渡し予

よって支配されなくてはならないという、よく知られた準則の適用に過ぎない。そして、事案の性質から、使用された文言の特有の意味は、口頭証拠によってのみ、発見される」(3 El. & El. 306 at p. 315; 121 E.R. 457 at p. 461)。

(71) *Chitty* (1909), pp. 113-114.

(72) (1854) 10 Ex. 191; 156 Eng. Rep. 410.

定の菜種油は、他の油とある程度混合されているため、見本と同じ物としてしか売り渡されない、と説明した。被告は、契約の履行として引き渡された油の一部を受領したが、引き渡された油が、外国産精製菜種油ではなく、菜種油と麻実油 hemp oil の混合物であったことを理由に、残部の受領を拒絶した。原告が被告に提供した油は、見本とは一致していたが、麻実油を混ぜて品質を落とした菜種油であった。原告は、被告に対して、売買目的物である油の残部の受領拒絶が契約違反にあたることの確認を求めて、訴えを提起した。

原告側は、問題の油が菜種油でないことは認めた。しかし、問題の油は、市場では菜種油と麻実油の混合物として知られている、と主張した。さらに、原告側は、問題の油は、見本により売り渡されており、見本と一致している以上、被告は、問題の油を受領する義務を負う、と主張した。事実審理を担当した裁判官は、陪審に対して、見本に関する契約書の文言は商品の品質だけに関わるものであり、契約に従って被告は菜種油を引き渡してもらう権利を有するが、ただし、原告が、「菜種油 rape oil」という言葉は菜種油と麻実油の混合物を意味するものと解されるという、油取引の明確な慣行を証明することができれば、この限りでない、と説示した。その上で、陪審の決定すべき唯一の問題は、原告がそのような慣行を証明したかどうかである、と説示した。陪審は、被告勝訴の評決を下した。陪審は、その理由を、契約書の文言により by the wording of the contract, 原告はコモン・ロー上菜種油を引き渡す義務を負っているものである、と説明した。そして、陪審は、被告は自分が何を買い受けていたかをよく知っていた、と付言した。原告側は、事実審理担当の裁判官の説示の誤りを理由に、財務府裁判所 Court of Exchequer に再審理の仮決定の申立てをした。

財務府裁判所は、裁判官の全員一致で、再審理の仮決定の申立てを斥けた。Pollock 首席判事は、問題の油の売買の文書契約の条項によれば、原告が引き渡すことに同意したのは外国産精製菜種油であって、原告が

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

どんな油でも売り渡すと称したものと解されてはならない、と指摘した。さらに、原告側が、原告と被告は見本の油を売買の目的物とすることに合意したと主張したことに対して、Pollock 首席判事は、つぎのように応答した。

しかし、契約書は当事者によって書かれたことに従って解釈されなくてはならない。というのも、文書契約は口頭〔証拠〕によって変更されないというのが、有名なコモン・ローの原則だからである。もしAとBが書面契約をするならば、Aが契約書自体の記載とは異なることを意味しており、Bも当時それに同意したことを証明するためには、証拠は許容されない。もしその種の証拠が認められるならば、あらゆる文書は、どんなことも宣誓して述べるために召喚されるかもしれない証人の、なすがままにされるだろう（〔〕内は筆者による補充⁽⁷³⁾）。

契約書解釈の伝統的アプローチの下では、ここでの「外国産精製菜種油」のように、契約書の文言が、一般的で、技術的でない意味の言葉を用いており、かつ、その意味が明確であるときには、契約書以外の証拠、すなわち、当事者の主観的意思、ましてや背景によって、それが通常とは異なる意味を持つものと証明することは、許されなかった。その理由は、Nichol v. Godt における Pollock 財務府裁判所首席判事の上述の発言から窺えるように、当事者の偽証により契約書の内容が事後的に改変されることへの懸念にあった。

契約書の言葉が一般的かつ定まった意味を持つときには、その解釈のために契約書以外の証拠は許容されないとする法理を、最上級審の裁判所（ただし、枢密院 Privy Council）が確認した事件が、Bank of New Zealand v. Simpson⁽⁷⁴⁾ である。同事件では、オーストラリア・シドニー在

(73) Ibid at p. 194; ibid at p. 412.

(74) [1900] A.C. 182 (P.C.). *Chitty* (2012), para. 12-118, note 533 所掲の判

住の鉄道技術者（以下、Xと呼ぶ）が、ニュージーランドの銀行（以下、Y銀行と呼ぶ）に対して、一定額の報酬の支払いを条件に、オーストラリア・ニューサウスウェールズの特定期間の鉄道（以下、本件鉄道と呼ぶ）の設計および施工管理をする旨の文書による申込みを行い、Y銀行のマネージャーがこれを口頭で承諾した。XがY銀行に宛てたその文書によれば、「Xが30,000ポンドを下回る金額に本件鉄道の工事の総費用を圧縮することができた場合には、35,000ポンドの見積り額の1.5%の金額」、すなわち、525ポンドの追加の手数料を、Y銀行はXに支払うべきものとされていた。本件鉄道は、Xの設計および施工管理の下で建設され、完成した。Xは、本件鉄道の工事の実際の総費用は28,116ポンド16シリング4ペンスであり、30,000ポンドを下回る金額に本件鉄道の工事の総費用を圧縮したとして、Y銀行に対して、525ポンドの報酬の支払いを求め、訴えを提起した。Y銀行は、追加の手数料の支払いを拒絶した。その理由は、本件鉄道の敷設に必要な土地の買収費用およびXの報酬の金額を加算すると、Y銀行が本件鉄道の工事の総費用として支払った金額は30,000ポンドを超えた、というものであった。

事実審理では、Y銀行は、本件鉄道の工事の総費用としての30,000ポンドに達する際に、本件鉄道敷設に必要な土地の買収費用およびXの報酬が計算に含まれるべきであったことを証明するために、書面契約以外の外部証拠の提出を許された。土地の買収費用またはXの報酬の金額のいずれか一方が28,116ポンド16シリング4ペンスに加算されれば、その金額は30,000ポンドを超えることになった。また、事実審理では、書面契約の言葉が通常の意味とは異なる技術的な意味を有するものとは主張されなかったし、そのことを証明するための証拠も提出されなかった。事実審理を担当した裁判官は、問題の契約の解釈について陪審に説示をせず、問題の契約の解釈および外部証拠を陪審に委ね、陪審はY銀行勝

例も参照。上述した Lovell and Christmas Ltd. v. Wall (1911) L.T. 85 (C.A.) も、この判例法理に服する。

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

訴の評決を下した。これを不服とするXの申立てを受けて、ニューサウスウェールズ最高裁判所は、Y銀行勝訴の評決を取り消して再審理を行うべき旨の仮決定を確定する決定をした。同最高裁判所は、本件は、XがY銀行宛てに送付した文書による申込みの解釈にのみ基づいて判断されなくてはならない、と判示した。さらに、同最高裁判所は、その文書中の「工事の総費用 the total cost of the works」という表現は、非常に明確でかつ一義的であるので、その表現を解釈しまたは当事者がその表現に与えた意味を説明するために、いかなる外部証拠も許容されない、と判示した。同最高裁判所によれば、「工事 works」とは、1845年鉄道条項統合法 the Railway Clauses Consolidation Act, 1845 と同じ意味を有しなくてはならず、建設工事 construction works の意味に限定される。ニューサウスウェールズ最高裁判所は、再審理に際しては、陪審には、認定事実に基づいてX勝訴の評決を行うことを指示すべき旨を判示した。Y銀行は、この判決を不服として、枢密院に上訴した。

枢密院では、同院を代表して、Davey 卿が、ニューサウスウェールズ最高裁判所の命令を破棄し、Xの申立てによる同最高裁判所の仮決定およびこれを確定する決定をいずれも取り消す旨の判決を下した。事件はY銀行の勝訴に終わることとなった。Davey 卿は、ニューサウスウェールズ最高裁判所は「工事の総費用」という文言のみに拘泥して、文書以外の証拠を許容しなかったことを、つぎのように批判した。

Xは、その証言において（Xの自白がなくても明白であるが）、減額が提案されていたのは、35,000ポンドから30,000ポンドを下回る金額にあって、つまり（言い換えると）、2つの金額が同じ対象を指していることを認めた。それゆえ、それは、それだけで成り立つ、「工事の総費用」という言葉の意味の単なる問題ではなく、「35,000ポンドの見積り額」の意味もまた検討されなくてはならない。これらの言葉は、問題の契約の両当事者に知られており、かつ、念頭に置かれ

ていること、したがって、当事者が契約したことに関することを暗示する。そして、問題の契約を解釈して適用するためには、問題の契約がその減額を条件とした「35,000ポンドの見積り額」に何が含まれていたかを確定しなくてはならない。契約書以外の証拠は、契約書を否定したり変更したりするためでなく、当事者が念頭に置いており、それについて交渉していた事実⁽⁷⁵⁾に契約書を適用するために、常に許容される。

注目すべきは、Davey 卿が、自らの判決の理由づけに、いくつかの先例と並んで、Blackburn 卿の発言を引用し、適用したことである。Blackburn 卿は、女王座裁判所判事を経て貴族院裁判官に任命され、19世紀後半に商事法の分野を中心としてコモン・ローの発展に寄与した、有力裁判官の一人であった。Davey 卿が引用した Blackburn 卿の発言とは、「一般準則と見られるのは、その言葉が使用された周囲の状況との関連で言葉が帯びる意味を証明するのに役立つすべての事実は許容されるが、特定の意味を帯びている言葉を書き手が使用するつもりであったことを証明するのに役立つためだけの事実は排除される、ということである⁽⁷⁶⁾」というものであった。Blackburn 卿は、言葉に特定の意味を付与

(75) Ibid at p. 187.

(76) Ibid at p. 188. Blackburn 卿は、王座裁判所判事の時代に、Grant v. Grant (1870) L.R. 5 C.P. 727 (Ex.Ch.) at p. 728 において、財務府会議室裁判所裁判官として、原告側の弁論を遮って、自著 (Colin Blackburn, *Treatise on the Effect of the Contract of Sale* (London: William Benning & Co., 1845), p. 49) からの引用として、この発言に及んだ。Blackburn 王座裁判所判事は、続けて、遺言書と契約書の解釈における外部証拠の許容性を対比しつつ、自著の注 (50頁) からの引用として、つぎのように述べた。「遺言書の解釈と、書面の作成を要求される契約の解釈とを補助するための、外部証拠の許容性を規律する法準則の諸原理は、同一であるように思われる。しかし、その適用に際しては、2つの種類の文書の間に区別があることに留意することが必要と思われる。遺言書は、その表現を用いるな

しようとした当事者の主観的意思を証拠として排除する一方で、周囲の状況に照らして言葉の客観的な意味を探究すること自体は肯定した。

Davey 卿は、この、Blackburn 卿の発言を引用したうえで、「無論、もし問題の言葉が、説明の余地のない、定まった意味を有するならば、口頭証拠は、当事者が述べていたこととは異なることを意味したと証明す

らば、独語している soliloquizing 遺言者の言葉であり、したがって、その遺言者の言葉を解釈する裁判所は、いかなる意味で言葉が使用されたのかを確かめるために、遺言者が遺言作成時に知っていたすべてのことを適切に考慮してよい。しかし、契約書 a contract で使用される言葉は、ただひとつの取引において in an isolated transaction, 他方 another に向けて使用される言葉であり、したがって、その言葉は、その言葉がそれに関して用いられるところの事物から、そして、それらのみから、その意味を得なくてはならない。このことは、外部証拠の許容性に関する法には影響しないが、その法の適用の際には、その法が探究の領域を狭めるので、何らかの重要性を有する」((1870) L.R. 5 C.P. 727 at pp. 728-729)。当時のイングランドの伝統的な見解では、遺言書も契約書も文書として一括されて取り扱われるのが常であったが、これに対して Blackburn 卿は、遺言書の解釈と契約書の解釈とを区別する視点を打ち出しており、文書一般の解釈とは区別された、契約書の解釈において、外部証拠の許容性に関する独自の法の発展の可能性を基礎づけている（ただし、Blackburn 卿自身は、あくまでも法の適用において留意すべき事項として、その可能性は否定している）。

Grant v. Grant では、遺言者がその不動産を「私の甥 my nephew Joseph Grant」に遺贈したが、遺言者の甥にあたる者には、遺言者の長兄の息子（原告）と、遺言者の妻の兄弟の息子（被告）の2人がいた。遺言者の死亡後、遺贈の目的物である不動産は被告に引き渡されたため、原告は、被告に対して、その不動産の明渡しを求め、訴えを提起した。原審の人民間訴訟裁判所 Court of Common Pleas は、遺言書中の不動産の受贈者の氏名の記載には潜在的な多義性 latent ambiguity が生じているとして、遺言者の長兄と遺言者の妻の兄弟に、それぞれ同名の息子がいること、遺言者は生前、親戚および他人の双方に向かって、妻の兄弟の息子を自分の甥と呼んでいたこと、などの遺言書以外の証拠を許容し、遺言者は、遺言書中の「私の甥 Joseph Grant」という文言において、被告を意味していたものと判示した（(1870) L.R. 5 C.P. 380 (C.P.))。原告はこの判決を不服として、財務府会議室裁判所に上訴した。財務府会議室裁判所は、原審の判決を支持し、原告の上訴を棄却した。

るためには許容され⁽⁷⁷⁾ない」ことを確認し、本件はこの場合にあたらないと明言した。Davey 卿は、契約書の言葉が、説明の余地のない、定まった意味を有する場合には、言葉が使用された周囲の状況との関連で言葉が帯びる意味を探究する必要がないため、契約書以外の証拠は許容されないと考えていたものと見られる。

Charrington & Co. Ltd. v. Wooder⁽⁷⁸⁾では、ロンドンのビール醸造業者（以下、X社と呼ぶ）が、同社が賃借権を有する、酒類販売免許を受けた酒場（以下、本件酒場と呼ぶ）を、酒類販売免許を受けた酒場の経営者（以下、Yと呼ぶ）に転貸する旨の捺印証書契約を締結した。その捺印証書において、Yは、X社との間で、X社が「公正な市場価格で at the fair market price」でYにビールを進んで供給することを条件に、X社から独占的に、本件酒場で顧客に販売するビールを買い入れることに合意した。その後、X社は、Yに対して、ビールの売掛代金298ポンド5シリング8ペンスの支払いを求め、高等法院に訴えを提起した。これに対して、Yは、X社が支払いを請求したビールの代金は公正な市場価格を超えていると主張し、Xに対して、ビールの売掛代金の精算、および、X社が通常の市場価格を超える価格でビールの売掛代金をYに請求する権利を有しないこと等の確認を求め、反訴を提起した。これらの本訴および反訴は、裁判官および特別陪審によって事実審理された。その事実審理において、つぎの事情が証明された。すなわち、ロンドンのビール醸造業者は、1895年から1900年にかけて、ロンドンで酒類販売免許を受けた酒場を買収し、1901年以降、ロンドンで酒類販売免許を受けた酒場の93%が、買収先であるビール醸造業者の自社製品しか販売しない、いわゆる特約酒場 tied houses になっていた。ロンドンのビール醸造業者は、すべての酒場に、一定の割引を伴った標準価格でビールを販売していた。ただし、ロンドンのビール醸造業者は、自社製品の独占販売特

(77) Ibid at p. 189.

(78) [1914] A.C. 71 (H.L.(E.))

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

約を締結した酒場の賃借人 tied tenants には、自社の基準に従って一定の率でしかビールの販売代金の割引を認めていないのに対して、自社製品の独占販売特約を締結していない酒場の賃借人 free tenants には、個別交渉によってビールの販売代金の割引率を決めていた。その結果、特約を締結していない酒場の賃借人のほうが、特約を締結した酒場の賃借人よりも、一般に大きな割引率の適用を受けていた。X社は、自社の基準に従い、Yに対しては、特約を締結した酒場の賃借人に適用される通常の割引率で、ビールの販売代金の割引を行っていた。

事実審理を担当した裁判官は、本訴請求に対するYの抗弁は存しない、と判示した。そして、反訴請求については、まず、X社がYにビールの売掛代金の支払いを請求するにあたり、X社が定めたビールの販売価格が公正な市場価格であったかどうか、ついで、もしそうでないとすれば、X社がYにその支払いを請求したビールの売掛代金につき、追加の割引が認められるべきかどうかの2点につき、陪審に事実認定を求めた。陪審は、ロンドンのビール醸造業者が酒場にビールを販売するにあたっては、特約酒場向けと独立酒場向けの2種の市場価格があること、および、特約酒場に適用されるものとして公正な市場価格によるビール代金の支払いをYはX社から請求されたことを、それぞれ事実認定した。事実審理を担当する裁判官は、本訴請求および反訴請求につきX社勝訴の判決を下した。Yは、事実審理を担当した裁判官の説示の誤り misdirection を理由に、控訴院に再審理の申立てをした。

控訴院は、本訴請求については、認容判決が有効に成立すべきものである、と判示した。しかし、他方で控訴院は、反訴請求については、公正な市場価格とは、転借人がもし独占販売特約を締結していなかったならば自由競争市場 open market で購入することができた価格を意味する、との理由から、ロンドンのビール醸造業者の酒場向けのビール販売価格に2種の市場価格があることを証拠として許容した点に、事実審理を担当した裁判官の説示の誤りがあるとして、再審理を認める判断をした。

X社とYとは、いずれも控訴院の判断を不服として、貴族院に上訴した。

貴族院では、本件酒場の転貸借の捺印証書における、Yが、X社から独占的に、本件酒場で顧客に販売するビールを買い入れる旨の合意に付された条件が問題となった。それは、X社がYに「公正な市場価格で」ビールを進んで供給する、という条件であった。ここにいう「公正な市場価格」とは、特約酒場の賃借人（本件では転借人）である酒場の経営者とその賃貸人（本件では転貸人）であるビール醸造業者に支払うべきものと定められたビールの価格を意味するのか。それとも、それとは別に、完全な自由競争市場で買うことのできるビールの価格を意味するのか。貴族院は、裁判官の全員一致で、「公正な市場価格」という言葉は、前者の意味で解釈されるべきであるとして、Yの上訴を棄却、X社の上訴を認容し、本訴請求と反訴請求につきX社勝訴の判決が確定した。

貴族院の裁判官は、本件酒場の転貸借の捺印証書中の独占取引条項にいう「公正な市場価格」という言葉を、その言葉が用いられた状況を考慮して解釈すべきことで一致していた。大法官 Lord Chancellor の Haldane 子爵は、書面契約の解釈の基本原則と併せて、つぎのように説示した。

諸公よ、われわれは、本件で問題となっている捺印証書約款 the covenant in present case を、抽象的にではなく not abstractly、その約款が適用された状況を考慮して in the light of the circumstances to which it applied、解釈しなくてはならない。もし書面契約の文言 the language of a written contract が、確定しかつ一義的な意味 a definite and unambiguous meaning を有するならば、契約書以外の証拠 parol evidence は、当事者が、自分たちが述べたこととは異なることを意味していたことを証明するためには、許容されない。しかし、もし目的物の説明 the description of the subject-matter が2つ以上の解釈の余地を有する susceptible of more than one meaning ならば、証拠は、

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

その契約が関連する事実がどのようなものであったかを証明するために、許容される。もし、当事者が契約締結の際に考慮していたと解されなくてはならない状況があるならば、契約を解釈する裁判所はこれら⁽⁷⁹⁾の状況を考慮することが必要である。

Kinnear 卿もまた、つぎのように述べた。

証拠は、明白かつ一義的な言葉 plain and unambiguous words に特殊の意味 a peculiar meaning を付与するためには、許容されない。しかし、事実と文書の関係を証明することが必要なことがある。したがって、私は、この目的で、文書が言及し、またはおそらくは言及するかもしれない事実を証明するために、言い換えると、文書で言及される人または物を特定するために、証拠が提出されることは、適切な原理⁽⁸⁰⁾であると考えられる。

Dunedin 卿は、他の裁判官とはやや異なり、契約書の解釈において裁判所が周囲の状況をいかに用いるかについて、つぎのように判示した。

さて、当事者が裁判所に一あるいは、つぎのようにしばしば表現されるが周囲の状況について認識を持たせた時には、契約を解釈するために、裁判所は、実際には、思考の上で、契約の当事者が置かれたのと同じ地位に自らを置くことができるほどまでに、証拠から教えられる権利⁽⁸¹⁾を常に与えられている。

このようにして、枢密院、ついで、貴族院は、原則と例外の関係に立つ

(79) Ibid at p. 77.

(80) Ibid at p. 80.

(81) Ibid at p. 82.

2つの判例法理を確立した。すなわち、原則としては、契約書の言葉が、説明の余地なく、明確で定まった意味を有するときには、契約書以外の証拠は、当事者が自ら契約書に書いた内容とは異なることを意味していたと証明するためには、許容されない。これに対して、例外としては、契約書の言葉が（潜在的に）多義的である場合には、その解釈のために、契約書以外の証拠、すなわち背景が許容される。

もっとも、裁判所が、原則と例外の関係に立つこれらの判例法理に従って、問題の事案が、契約書の言葉が、説明の余地なく、明確で定まった意味を有する場合にあたるのかどうかを判断するのは、決して容易ではなかった。審級ごとに、さらには裁判官ごとに、判断が異なることもあった。Bank of New Zealand v. Simpson および Charrington & Co. Ltd. v. Wooder は、実はそのような事件でもあり、最上級審の裁判所が、最終的には、契約書の言葉の（潜在的な）多義性を認定した。⁽⁸²⁾

(82) Bank of New Zealand v. Simpson では、原審のニュージーランド・ニューサウスウェールズ最高裁判所は、事実審理を担当した原審裁判官は、問題の文言を解釈するために、契約書以外の証拠は許容すべきではなかったとして、再審理の申立てを認容した。

また、Charrington & Co. Ltd. v. Wooder では、控訴院は、高等法院および貴族院とは異なり、捺印証書約款中の「公正な市場価格」という言葉の解釈のために、契約書以外の証拠を許容すべきではなかったと判断した。控訴院は、「公正な現行の市場価格 fair current market price」という同様の言葉の意味が問題となった先例として、Russell v. Crawford の控訴院判決（判例集未搭載）に従っていた。貴族院では、Atkinson 卿が、Russell v. Crawford の控訴院判決を紹介し、批判的に検討した。Atkinson 卿によれば、Russell v. Crawford において、特に Fletcher Moulton 控訴院判事の意見は、ほとんど全面的に「市場 market」という言葉の言語的な意味の分析に依拠していた（[1913] A.C. 71 at p. 90）。

Atkinson 卿は、「単に「市場」という言葉の意味とその要素を抽象的に検討することによって、問題の捺印証書約款の当事者が「公正な市場価格」という言葉を使用した時に何を念頭に置いていたかを定めることができる」とは考えない。「市場」という言葉は多くの意味を有している（Ibid at p. 92）と述べ、「公正な市場価格」ないし「市場」という言葉の潜在的な多

ところで、契約書の言葉が多義的であるとは、どのような場合をいうのか。以下では、文書の言葉の多義性について、確認しておく。

ここにいう文書の言葉の多義性 ambiguity とは、ある契約書解釈に関する著作によれば、ある言明が複数の最も重要な意味 two (or more) primary meanings を有し、それぞれの意味が言葉を曲解しなくても without distortion of the language 採りうるものであることをいう⁽⁸³⁾。したがって、多義性は、使用された言葉の意味を確定し、さらに、解釈の諸準則をすべて適用した後に、文書がなお二重ないし多重の意味を伝達する場合にのみ、生じる⁽⁸⁴⁾。

多義性は、さらに、いわゆる明確な多義性 patent ambiguity と潜在的な多義性 latent ambiguity に、伝統的に分類される⁽⁸⁵⁾。

明確な多義性とは、文書の言葉自体から現れる多義性である。これには、様々な形態がありうる。文書の内容が自己矛盾であったり、文書が複数の選択肢を示しているがそこから選択していなかったり、文書が、

義性を認めず、契約書以外の証拠を許容しなかった点で、控訴院の判決を批判した。

(83) Kim Lewison, *The Interpretation of Contracts* (5th ed., London: Sweet & Maxwell, 2011) (以下、同書を *Lewison* (2011) と略称する), para. 8.01.

(84) *Ibid.*

(85) Lord Bacon, *Law Tracts*, reg. 25, p. 79 によれば、「言葉の多義性には 2 種のものがあり、一方が明確な多義性 *ambiguitas patens* であり、他方が潜在的な多義性 (*ambiguitas*) *latens* である。明確な多義性とは、捺印証書または文書の文面上で多義的であることが明白なものをいう。潜在的な多義性とは、捺印証書または文書の文面に現れるものについては、確実であり多義性を帯びるものではない。しかし、捺印証書の外部に何らかの付随する問題があり、それが多義性をもたらす」。なお、澤田壽夫「U.C.C. のもとにおける契約解釈に関する当事者の行為の意義」アメリカ法 2 号 (1968年) 212頁, 225頁は、アメリカにおいては、「ベイコンの格言にみられる二分法をひきつぎ潜在的な多義性と顕在的な多義性を論じる判例はほとんどみられなくなった」と指摘する。これに対して、イングランドの判例では、これら 2 種の多義性が、20世紀末に至るまで、問題とされていた。

その中で用いられる言葉または概念の必要な定義を欠いていたり、文書が無意味であったりする場合に、文書の内容は明確な多義性を帯びるとされる。たとえば、Saunderson v. Piper⁽⁸⁶⁾は、契約書ではなく、為替手形の手形金額の誤記が問題となった事例であるが、同事件では、手形金額が、言葉では「二百ポンド two hundred pounds」と記載されていたのに対して、数字では「245ポンド」と記載されており、245ポンドの手形金額に相当する印紙が貼付されていた。このように矛盾した記載の為替手形が作成されたのは、訴外振出人が、作成の際に「四十五 forty five」という言葉を書き落としていたためであった。被告は、訴外振出人に対して、同人から買い受けた10トンの鉛の代金債務を負っており、この原因関係に基づいて、訴外振出人の振り出した上述の為替手形に、245ポンドの為替手形として、引受署名をした。ロンドンの大手手形仲買人である原告は、被告が支払引受の署名をした問題の為替手形を割り引き、訴外振出人に245ポンド（ただし、ここから満期までの利息が差し引かれる）を支払った。満期前に訴外振出人の事業が破綻したため、原告は被告に対して、問題の為替手形に基づき、245ポンドの手形金の支払いを求め、訴えを提起した。事実審理では、問題の為替手形の振出に関する事実、引受に関する諸事情が証拠として許容されるかどうか、問題とされた。事実審理を担当した裁判官は、この点に関する裁判所の意見を仰ぐことを条件に、これらの証拠を許容した。陪審は、245ポンドおよび利息の支払いにつき原告勝訴の評決を下した。人民間訴訟裁判所 Court of Common Pleas は、裁判官の全員一致で、問題の為替手形の振出および引受に関する手形外部の事実は証拠として許容されない以上、数字ではなく、言葉による手形金額の記載を優先するのがより安全であるとして、原告には200ポンドの手形金の請求しか認めなかった。Tindal 首席裁判官は、この事件を明確な多義性 *ambiguitas patens* の事例であ

(86) (1839) 5 Bing. (N.C.) 425; 132 Eng. Rep. 1163.

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

るとしたうえで、「法の準則に従って、そのような多義性を説明するための証拠は許容されない。文書の文面上、疑いのある場合には、法は、その疑いを説明するためには、外部証拠を認めない⁽⁸⁷⁾」と述べた。

これに対して、多くの判例で問題となるのが、潜在的な多義性である。潜在的な多義性とは、文書の作成を取り巻く状況の証拠が提供された後に生じる多義性である。潜在的な多義性は、明確な多義性とは対照的に、文面からは明らかではない。しかし、文書の条項が事実に適用される時になって、はじめて生じる。上述の *Bank of New Zealand v. Simpson* および *Charrington & Co. Ltd. v. Wooder* は、いずれも、契約書の言葉の潜在的な多義性に関する事件であった。

同じ問題は、*Macdonald v. Longbottom*⁽⁸⁸⁾ でも生じた。同事件では、スコットランドの農民（以下、Xと呼ぶ）が、リヴァプールの羊毛商人（以下、Yと呼ぶ）のパーズ駐在代理人（以下、Aと呼ぶ）との会話で、Xは、販売目的の羊毛を有していると説明した。その内訳は、Xの説明によれば、その一部は自ら生産した羊毛であり、他の部分はXが他の農場から購入した羊毛であった。また、Xは、自分が所有している販売目的の羊毛の総量を2,300ストーン（1ストーンは約6.35 kg）としつつも、100ストーンの増減があることを付言した。Aは、Yが「Xの羊毛」を1ストーン当たり16シリングで買い受ける旨の書面をXに送った。Xは、自らが所有する販売目的の羊毛について、その少量が売却されたが、約550ストーンの羊毛を他から買い受ける約束を得ており、残りの羊毛と一緒にYに送付する旨を返信した。Aは、リヴァプールでの引渡しを条件に、Yが「貴殿（X）の羊毛 your wool」に1ストーン当たり16シリングの買値を付けたいと述べている旨の書簡を送った。Xは、この申込みを書面で承諾した。Xは、2,542ストーンの羊毛を船でリヴァプールに向けて発送した。しかし、Yは、引渡しの不合理な遅延を理由に、

(87) Ibid at p. 431; ibid at p. 1165.

(88) (1859) 1 El. & El. 977; 120 E.R. 1177.

2,542ストーンの羊毛の受領を拒絶した。Xは、Yに対して、その受領拒絶による損害賠償を求めて、訴えを提起した。

リヴァプール春期アサイズ裁判の事実審理では、担当の裁判官が、本件の羊毛売買の発端となったXとAとの会話の証拠は、XとAとの間で交わされた書簡で言及された売買目的物である羊毛とは何であるかを説明するためには許容されない、と説示した。これにより、Xの訴えは却下された。しかし、裁判所が、XとAとの問題の会話の証拠が許容されなくても、または、許容されればその証拠によって、Xが提供した羊毛を受領する義務をYに負わせる契約の十分な証拠があると判断すれば、Xの損害賠償の請求額につきX勝訴の評決を下す許可が、留保された。X側は、事実審理の裁判官による訴え却下の判断が取り消されるべきでないとする理由の説明をY側に求め、その理由が正当でなければ、裁判所はX勝訴の評決を下す旨の仮決定を得た。

Y側の主張によれば、Yは、Xとの間で、Xが提供した2,542ストーンの羊毛を買い受ける旨の契約を締結しなかった。Xは、AがXに宛てた書簡中の「貴殿の羊毛」という言葉がXの生産物とXが他から買い受けた羊毛の両方を含むと証明することはできない。XとAとの間で交わされた、本件の羊毛売買の発端となった会話は、証拠として許容されるべきではないからである。したがって、AがXに宛てた書簡中の「貴殿の羊毛」とは、Xが自ら生産した羊毛のみを意味するが、それは、XがYに現実に提供した2,542ストーンの羊毛とは異なる。

女王座裁判所は、裁判官の多数意見により、Xの損害賠償請求を認容し、X勝訴の評決を下す旨の仮決定を確定した。裁判官は全員、羊毛売買の発端となったXとAとの会話の証拠は許容される、と判示した。Campbell 首席判事は、XとAとの間で交わされた書簡が、1677年詐欺防止法 the Statute of Frauds, 1677 の第4条にいう、書面での「完全な契約 complete contract」という形式要件を充たすものであると判示したうえで、つぎのように述べた。

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

これは、リヴァプールで引き渡されるべき「貴殿の羊毛」に対する1ストーン当たり16シリングという買値について、Xに対してなされた申込みであり、Xによって承諾された。それゆえ、唯一の問題とは、「貴殿の羊毛」と述べられた問題の契約の目的物 the subject-matter とは何であったか、である。私は、特定の目的物の売却を目的とする契約がある時は、契約の締結前または締結時に当事者の認識の範囲内にあったあらゆる事実に関する口頭証拠が、何が目的物であったかを証明する目的で許容される、と考える。今、被告Yの代理人であるAが、契約締結前に、原告の一人であるXと会話を交わしていたが、同人は、自分がその農場にどのような羊毛を有しているか、そして、何を他の農場から買い受けるかを、述べていた。この2つが一緒になって「彼の羊毛 his wool」を構成していた。したがって、これらの事実の認識によって、被告Yは「貴殿の羊毛 your wool」を購入する契約を締結した。この事前の会話の証拠を許容することには、少しの異論もありえないが、そのような証拠は、書面契約の内容を変更するものでもそれに新たな内容を付加したりするものでもなく、書面契約で言及された目的物が何であったかを確定するのを、われわれに可能にするものに過ぎない。⁽⁸⁹⁾

Macdonald v. Longbottom は、目的物を特定するために例外的に外部証拠が許容される場合として説明される。しかし、同事件は、「貴殿の羊毛」は、Xが生産した羊毛という意味と、Xの生産した羊毛とXが他から調達した羊毛とを併せた物という意味を帯びていた、という点に注目すると、契約書の言葉の潜在的な多義性が問題となる場合にあたる。Yは、女王座裁判所の判断を不服として財務府会議室裁判所 Court of Exchequer Chamber に上訴したが、⁽⁹⁰⁾その上訴審判決では、2人の裁判

(89) Ibid at pp. 983-984; ibid at p. 1179.

(90) Macdonald v. Longbottom (1860) 1 El. & El. 987; 120 E.R. 1181.

官が、同事件を、言葉の多義性が問題となる事案と見ていた。⁽⁹¹⁾

伝統的に、明確な多義性と潜在的な多義性をイングランドの裁判所が区別してきた意味は、つぎの点にあった。すなわち、文書の言葉の明確な多義性が問題となる場合には、文書以外の証拠は、許容されなかった。⁽⁹²⁾たとえば、この場合には、文書以外の証拠を許容することができないので、文書解釈の諸準則に従って、文書の言葉の意味が確定されることになる。これに対して、潜在的な多義性が問題となる場合には、文書以外の証拠が許容されるので、それに基づいて文書の言葉の意味が確定されていた。⁽⁹³⁾ICS事件もまた、以上の伝統的な分類に照らせば、文書の言葉の潜在的な多義性が問題となる事例であった。⁽⁹⁴⁾

③ 契約書解釈における背景の再定位—外部証拠としての許容性の認定基準の緩和

契約書解釈の伝統的アプローチは、上述したように、言葉の自然かつ通常の意味に従った解釈を原則に据える一方で、潜在的な多義性を中心に、契約書の言葉の適用に問題が生じる場合に限って、例外的に契約書以外の証拠を許容する。ここに、2つの問題が生じる。

第一に、背景が契約書以外の証拠として許容される場合が、制限されていることである。背景が契約書以外の証拠として許容されるには、契約書の言葉が潜在的に多義的であることその他、言葉の事実への適用に問題が生じていることが、証明されなくてはならない。Hoffmann 卿の第5原則が説くように、常識に従うならば、当事者が言葉の誤りを特に

(91) 「『貴殿の羊毛』という表現の多義性 ambiguity は、問題の契約が有効なものであることを妨げない」(per Martin B., 1 El. & El. 987 at p. 988; 120 E.R. 1181), 「第二に、通常の準則とは、潜在的な多義性 latent ambiguity, すなわち、外部証拠によって起こされる多義性は、外部証拠によって除去される、というものである」(per Byles J., *ibid.* at p. 989; *ibid.*)。

(92) *Lewison* (2011), para. 8.03.

(93) *Lewison* (2011), para. 8-04.

(94) *McMeel* (2011), para. 1.103.

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

正式文書 formal documents で犯しているとは、容易には認められない。このことからすれば、潜在的な多義性その他、言葉の事実への適用に問題があることの証明を、契約書以外の証拠としての背景の許容の要件とすることもまた、常識に適っていると見える。ただし、Hoffmann 卿が指摘するように、当事者が誤った言葉または構文を使用したときは、言葉の自然かつ通常の意味だけでは、契約書の解釈において妥当な結果は得られない。しかも、当事者による言葉または構文の誤用があったからといって、その際に、潜在的な多義性その他、言葉の事実への適用の問題が、常に生じるとは限らない。契約書の言葉に何らかの問題があると裁判所が看取したとしても、契約書以外の証拠として背景が許容されるかどうかは、不確実ないし不透明とならざるをえない。L. Schuler A.G. v. Wickman Machine Tool Sales Ltd.⁽⁹⁵⁾ において、Glaisdale の Simon 卿は、「外部証拠の許容性に関する、明確な多義性、潜在的な多義性および曖昧な言葉遣い equivocations の区別は、時代遅れで、非常に技術的かつ不自然な準則に基づいており、不合理に精緻な論理 absurd refinements⁽⁹⁶⁾ を持ち込んでいる」と述べている。このように、言葉の潜在的な多義性の要件は、契約書の解釈のために、契約書以外の証拠として背景を許容するうえで、隘路と見られていた。Hoffmann 卿もまた、Mannai Investments Ltd. v. Eagle Star Assurance Co. Ltd.⁽⁹⁷⁾ において、多義性の解決のために証拠が許容される場合に関する、コモン・ローの伝統的かつ制限的なアプローチについて、つぎのように評していた。

私は、その準則が単に信頼できないのみならず、私がここで詳細に説明する必要のない理由から、首尾一貫していない、と考える。その準則は、説明および正しい名称 descriptions and proper names は、とも

(95) [1974] A.C. 235.

(96) Ibid at p. 268.

(97) [1997] A.C. 749 (H.L.(E.)).

かくも人々または物事を本来的に指すことができるとみなす、古くからの謬見 an ancient fallacy に基づいている。実際に、無論、言葉はそれ自体で何かを指すものではない。物事を指すために言葉を用いるのは、人々である。「寓意的な象徴 allegory」という語は、大型の鱗状の生物またはそれに類する生物を意味しない。しかし、裁判官が時折行うことだが、誰かが述べたことの解釈において、これはその言葉の「利用可能な意味 available meaning」でないと結論づけるのは、不合理である。これは、2つの異なる概念の混同に過ぎない。われわれが見てきたように、人は、そのような生物を指すために、「寓意的な象徴」という言葉を使用することができる。⁽⁹⁸⁾

ICS 事件において、Hoffman 卿は、意味論 semantics よりも、語用論 pragmatics を重視する姿勢を鮮明にしたと指摘される。⁽⁹⁹⁾ 上述の発言もまた、Hoffmann 卿の語用論重視の姿勢の顕著な一例と言えよう。語用論によれば、人が言葉を使用するとき、その言葉の意味は、その言語的な意味だけでなく、その言葉が使用される周囲の状況ないし背景にも依存する。Hoffmann 卿は、5原則の提示にあたって、語用論の知見を活用したものと見られる。

第二の問題は、文書解釈の補助準則の適用だけでは、契約書の解釈において妥当な結果を得るのは容易ではないことである。契約書解釈の伝

(98) Ibid at p. 778.

(99) ICS 事件貴族院判決の5原則に結実した Hoffmann 卿の問題意識には、言語学、とりわけその一分野である語用論の強い影響が見られる。この問題を本稿で取り上げることはできないが、McMeel (2011), paras. 2.49-2.51 は、Lord Hoffmann, ‘The Intolerable Wrestle with Words and Meanings’ (1988) 56 S.A.L.J. 656 (筆者未見) に即して、Hoffmann 卿の言語観を要約する。Hoffmann 卿の5原則が立脚する言語観を検討し、その契約の解釈への応用の可能性を肯定的に評価したものとして、A. Kramer, ‘Common Sense Principles of Contract Interpretation (and how we’ve been using them all along)’ (2003) 23 O.J.L.S. 173 も参照。

統的アプローチは、言葉の潜在的な多義性その他、言葉の事実への適用に問題が生じていることの証明に当事者が失敗した場合には、契約書以外の証拠として背景を排除する。そうなれば、契約書の言葉は、その自然かつ通常の意味に従って解釈されることになる。裁判所は、不当な結果を避けるために、捺印証書の解釈に起源を有する文書解釈の補助準則を、契約書の解釈の際にも適用した⁽¹⁰⁰⁾。しかし、背景が証拠として許容されない以上、それらの諸準則を単に機械的に適用するだけでは、当事者の真の意思に迫ることは容易ではなく、契約書の解釈において妥当な結果が得られるとは限らない⁽¹⁰¹⁾。この点を捉えて、Hoffmann 卿は、5原則

(100) 契約書（というよりも、契約書に限らず、文書一般）の解釈のための補助準則の代表的なものとしては、McMeel (2011), ch. 8 が「法諺 maxims」として取り上げるところでは、第一に、「提出者に不利に Contra proferentem」の原則、第二に、「無効となるよりも有効となるように Utres magis valeat quam pereat」の原則、第三に、「特定事項の摘示は他を排除する Expressio unius」, 第四に、「同類と解釈する Eiusdem generis」の原則、第五に、「意義不明の語は他の関連する語からわかる Noscitur a sociis」の原則、第六に、「各々にそれぞれを与え Reddendo singula singulis」の原則、がある。この他に、契約（書）は全体として整合的に解釈されるべきであるとの原則も、別の章で取り上げられている。これらの補助準則は、今日、契約法教科書において特別に言及されることは少ないようであるが、Anson (2010), pp. 169-170 は、代表的な補助準則を紹介している。契約書解釈の補助準則については、他に、Chitty (2012), paras. 12-063-12-094 も参照。

(101) Cockburn 女王座裁判所首席判事は、Burchell v. Clark (1876) 2 C.P.D. 88 (C.A.) において、捺印証書についてではあるが、その解釈の補助準則の適用が当事者の意思に反する結果をもたらす危険性を指摘している。「私は、解釈の諸準則 canons of construction の大の賛美者でないことを告白する。解釈の諸準則は、一般的な結果 general results を期待して形成されたが、時に、当事者の意思に反する結果に至ることにより、不正義を引き起こす。しかし、解釈の諸準則が明らかに適用される事件では、われわれはそれらに拘束されるものと判断すべきである」(Ibid at p. 93)。

同事件では、不動産賃借権の復帰権 reversion の譲受人が、不動産賃借権の譲受人に対して、不動産野賃貸期間が終了したとして、その明渡しを

の冒頭の説明で、契約書解釈の補助準則を「知的携帯装備 intellectual baggages」として揶揄的に評していると見られる。

上述のように、契約書解釈の伝統的アプローチは、契約書の言葉の潜在的な多義性の有無を基準に、契約書以外の証拠として背景を許容しうるかどうかを決めていた。Hoffmann 卿が、第4原則および第5原則において、裁判所が、当事者が、どんな理由であれ、契約書において誤った言葉または構文を使用したに違いないと確信した場合に、取引の背景を証拠として許容し、そこから現れる取引の目的を契約書の解釈のために積極的に参照すべきことを主張した。近時の判例は、言葉の明確な多義性と潜在的な多義性とを区別しないだけでなく、言葉の多義性とあいまいさ ⁽¹⁰²⁾ vagueness さえも区別しない傾向にある。Hoffmann 卿の第1原則は、判例のこの傾向に即して、言葉の多義性の要件を、契約書における言葉または構文の誤用を裁判所が確信すること、という要件に代えることにより、契約書以外の証拠としての背景をより広く許容することを明らかにした。つまり、取引の背景と、そこから現れる取引の目的は、

求めた。裁判では、復帰権の譲渡人である賃貸人が作成した不動産賃貸借の捺印証書（正本）中の賃貸借の存続期間に誤記があり、賃貸借の存続期間の存続または終了を判断するために、賃貸借の正しい存続期間をどのように確定すべきかが問題となった。原審の高等法院人民訴訟部 Common Pleas Division は、不動産賃貸借の正副双方の捺印証書を一体と扱ったうえで、正本の記載が副本の記載に優先するとの解釈の準則に従い、正本に記載された賃貸借の存続期間を正当とし、賃貸借はなお存続しているとして、復帰権の譲受人による不動産の明渡請求を棄却した（(1876) 1 C.P.D. 602）。

これに対して、控訴院は、その多数意見により、正本の賃貸借の存続期間に明白な誤記がある以上、どこに誤りがあるかを確定するために賃借人が作成した不動産賃貸借の捺印証書（副本）を参照することができ、正副双方の捺印証書を併せて解釈することにより、賃貸借の正しい存続期間を定めることができると判示し、復帰権の譲受人による不動産の明渡請求を認容した。

(102) *McMeel* (2011), para. 1.104.

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

いずれも契約書以外の証拠であるが、契約書の解釈のために、たとえその言葉が明確な場合であっても、契約書の言葉または構文の誤用につき裁判所の確信があれば、許容されることになる。

それでは、Hoffmann 卿は、背景から現れる取引の目的を、契約書の解釈の結果にどのように反映させようとしていたのか。その手がかりは、Hoffmann 卿が5原則の説明の際に言及した、2つの先例にある。以下では、これらの先例において、周囲の背景が具体的にどのように認定され、そこから現れた取引の目的に従ってどのように契約書の文言が解釈されたのかを、検討することにしたい。

④ Prenn v. Simmonds

Hoffmann 卿によれば、契約書の解釈に関する一般原則の「根本的変更」⁽¹⁰³⁾の先例上の根拠のひとつは、Prenn v. Simmondsにある。

同事件では、Xは、1960年7月6日付でYとの間に締結した捺印証書契約（以下、この契約とその書面を、それぞれ本件契約、本件証書と呼ぶ）に基づき、Yから、同人の支配する訴外会社（以下、A社と呼ぶ）の発行済み普通株式の4%（以下、本件株式と呼ぶ）を6,600ポンドの対価を支払って取得する権利を有すると主張して、Yに本件株式の譲渡の特定履行を命じるように求め、訴えを提起した。事実審理の時点での本件株式の時価は、約20万ポンドであった。本件証書によれば、A社の普通株式に配当可能な税引後の「利益 profits」の総額が、所定の4年の期間内に、通算で30万ポンドを超えるという条件（以下、本件条件と呼ぶ）で、本件株式はYからXに譲渡されることになっていた。そこで、Yは、A社の普通株式に配当可能な税引後の利益の総額が、所定の期間内に通算で30万ポンドに満たなかったため、本件条件は成就しておらず、Yは本件株式をXに譲渡する義務を負わない、と主張した。これに対して、Xは、本件条件は成就しており、Yは本件株式をXに譲渡する義務

(103) [1971] 1 W.L.R. 1381 (H.L.(E)).

を負っている、と反論した。

問題は、本件条件における「利益」とは何か、であった。すなわち、それは、A社単独の利益を意味するのか、それとも、A社およびその子会社の連結の利益を意味するのか。前者の意味で解すると、所定の期間内にA社の普通株式に配当可能とされる税引後の利益の総額は、わずか1万ポンドの差ではあるが、30万ポンドに達しなかったため、本件条件は成就しなかったことになる。これに対して、後者の意味で解すると、所定の期間内にA社の普通株式に配当可能とされる税引後の利益の総額は、30万ポンドを大きく超過するので、本件条件は成就したことになる。本件証書の文言のみに照せば、本件条件における「利益」の平明な意味は、前者であった。

第一審では、Pennycuick 高等法院判事は、本件条件における利益はA社とその子会社の連結の利益を意味する、とのX側の主張を斥けた。しかし、Pennycuick 判事は、本件条件における利益に関する文言につき、X側の主張する意味に従った本件証書の訂正 rectification の申立てを認め、本件条件が成就したとして、Yに本件株式の譲渡の特定履行を命じた。そこで、Yは、高等法院の判決を不服として、控訴院に上訴した。控訴院は、本件証書の訂正の申立ての当否を判断する代わりに、本件条件における利益の意味についてX側の主張する解釈を採用し、本件条件は成就したとして、Yの上訴を棄却した。Yは、控訴院の判決を不服として、貴族院に上訴した。貴族院もまた、裁判官の全員一致で、Yの上訴を棄却した。

自らの意見において、Wilberforce 卿は、本件証書中の本件条件の文言を解釈するには、本件契約の「文脈 context」ないし「事実の基盤 matrix of facts」を参照しなくてはならないとして、つぎのように述べた。

1960年7月6日付の合意 [=本件契約—筆者] を理解するためには、その合意は、その文脈 its context に置かれなくてはならない。合意、

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

捺印証書による合意さえも、それらが置かれていた事実の基盤 the matrix of facts in which they were set から隔離され、完全に契約書内部の言語の考慮に基づいて解釈される時代は、遠く過ぎ去った。本件では、現代の、字句にこだわらない傾向 any modern, anti-literal tendencies に訴える必要はない。というのも、River Wear Commissioners v. Adamson (1877) 2 App.Cas. 743, 763 における Blackburn 卿の有名な判決が、⁽¹⁰⁴⁾字義にとらわれないアプローチに十分な許可を与えるからである。Blackburn 卿が述べたように、われわれは、言葉を超えて探究し、言葉が使用された状況との関連で状況がどのようなものであったかを、そして、言葉を使用した者が念頭に置いた、それらの状況から明らかになる目的を、理解しなくてはならない。そのうえ、いずれにしても、1859年 (Macdonald v. Longbottom, 1 E. & E. 977) 以来、相互に知られている事実の証拠が、ある説明的な言葉 a descriptive term の意味を確認するために、⁽¹⁰⁵⁾認容されることは、十分に明白になっている。

(104) 「諸公よ、以下の諸準則が確定されることが、非常に重要である。したがって、私は、できるだけ正確に、判決された事件から、裁判所が文書を解釈する際に依拠する諸準則であると私が理解することを述べよう。すべての事件において、裁判所が文書を解釈する目的は、使用された言葉によって表現された意思とは何かを確かめることである。しかし、言葉の不完全さから、さらなる探究をせずに、つまり、その言葉が使用された状況がどのようなものであったか、そして、言葉の使用者が念頭に置いていた状況から現れてくる目的が何であったかを確かめずに、その意思が何かを知ることは、不可能である。というのも、言葉の意味は、その言葉が使用された状況によって変わるからである」。River Wear Commissioners v. Adamson は、制定法の解釈に関する事件であるが、この、Blackburn 卿の発言は、契約法の解釈に関する後続の事件においても、引用されている。これに対して、Prenn v. Simmonds で Wilberforce 卿が上述の Bank of New Zealand v. Simpson に全く言及していないのは、象徴的である。

(105) Ibid. at pp. 1383 H-1384 B.

Wilberforce 卿は、判決の別の箇所では、「取引の商業上ないし営業上の目的 the commercial, or business object, of the transaction は、客観的に確定されれば objectively ascertained, 周辺の一事実 a surrounding fact となりうる⁽¹⁰⁶⁾」と述べた。そして、交渉ないし当事者の意思に関する証拠、まして原告の意思に関する証拠は、許容されないが、証拠は「取引の「起源 genesis」および客観的に「確定される」「目的 aim」の証拠を含む、本件契約の締結時およびその前に当事者に知られている事実的背景に、制限される」(〔〕内は筆者による補充⁽¹⁰⁷⁾)と結論づけた。

Wilberforce 卿の上述の発言は、今日から見れば、契約書の解釈について、伝統的アプローチとは異なるアプローチを採ることを述べていた。Wilberforce 卿は、本件証書の文言にのみ注目すれば、本件条件における「利益」という言葉が確定しかつ一義的な意味を有すると判断すべきであったにもかかわらず、「文脈 context」, 「(契約を取り巻く) 周囲の状況ないし事実 surrounding circumstances/facts」, 「(契約の) 事実の基盤 matrix of facts」, 「(契約の) 事実的背景 factual backgrounds」などと、表現こそ異なるが、契約書以外の証拠として、契約に関連する外部の一定の事情を裁判所が許容しうることを、公然と認めた。そして、裁判所は、契約書の解釈のために、そのような事情から現れる、取引の商業上ないし営業上の目的を参照しなくてはならないことを主張した。それらの外部の諸事情は、無論、客観的に確定されなくてはならなかった。

その上で、Wilberforce 卿は、本件条件の文言の解釈のために参照すべき事実的背景として、第一に、本件契約の目的、第二に、A社の計算に関する当時の実務について、それぞれ詳細に事実を認定した。

まず、Wilberforce 卿は、本件契約の目的に関連して、つぎの事実に言及した。Yは、本件契約の締結に前後して、ある電機会社（以下、訴外電機会社と呼ぶ）との間で、A社の発行済普通株式の94%および償還

(106) Ibid. at p. 1385 A.

(107) Ibid. at p. 1385 H.

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

優先株式を買い受けることで合意した。Yは、訴外電機会社に、A社の株式の購入代金のうち、発行済普通株式の代金16万ポンドを現金で支払った。他方、償還優先株式の代金29万4,716ポンドは、以後4年間にわたり、4回分割で支払うものとされた。Yはまた、訴外電機会社との間で、代金完済までの4年間、償還優先株式の償還のためA社が支払う金銭は、Yが訴外電機会社に対して負っているその株式の代金債務の弁済に充当することで合意した。償還に必要な資金を別途調達しなくてよいように、A社の償還優先株式の償還資金はA社の利益で賄われるとされたことは、一応、Yのためになっていた。

Xは、A社の子会社（以下、B社と呼ぶ）の主任技術者兼業務執行取締役であった。訴外電機会社からYがA社を買収した主目的は、Xの技術者および経営者としての専門的な役務を確保することにあった。A社は独自の事業を行っておらず、Xこそが、B社を通じたA社の営利活動の中心人物であった。A社の収益が十分でなければ、Yは、訴外電機会社にA社の償還優先株式の代金を支払うために、別途、資金を調達しなくてはならない事態に直面する。そのような事態を避けるために、Yは、Xに、何らかの報酬を与える必要があった。その報酬とされたのが、本件契約に基づくYからXへの本件株式の譲渡であった。

本件契約は、本件株式を取得する権利をXに確保することを目的としていた。上述のように、Yは、訴外電機会社に対して、A社の償還優先株式の代金債務を負っていたが、そのことに関連して、本件契約に基づくYからXへの本件株式の譲渡には、主に2つの条件が付されていた。第一の条件は、Yが訴外電機会社に対して負っているA社の償還優先株式の代金債務がA社の利益から弁済されるのを確実にするのに十分な期間、XがA社との関係を維持すること、であった。第二の条件は、Yが訴外電機会社に対して負担しているA社の償還優先株式の代金債務の弁済を可能にするだけの利益を、A社が実際に確保すること、であった。本件条件は、まさにこれを具体化したものであった。

つぎに、Wilberforce 卿は、A社の計算に関する当時の実務に言及した。Wilberforce 卿が指摘したのは、つぎの3点であった。第一に、一般に、当時施行されていた1948年会社法 the Companies Act, 1948 に基づき、A社の株主総会において株主に提出されなくてはならないのは、A社とその子会社の利益に関して正当かつ公正な評価を提供する、連結損益計算書であった。無論、A社を含む、個々の会社の損益計算書もあった。しかし、Wilberforce 卿は、1948年会社法の制度および承認された取引慣行によれば、重要な計算書類は連結損益計算書であり、それこそが、グループによって代表される事業が収益を生んでいるかどうかを示すであろう、とためらわずに述べた。第二に、本件条件の成否が問題となる時期において、A社が作成し公表していたのは、連結損益計算書であった。第三に、A社の取締役会議事録によれば、同じ時期に、A社の取締役会は、親会社であるA社に配当可能な利益額を申告するよう、子会社に指示していた。Wilberforce 卿によれば、A社の計算に関するこれらの事実は、XとYの双方に、当時、知られていたに違いなかった。

Wilberforce 卿は、本件契約の目的およびA社の計算に関する当時の実務に関する認定事実から、本件条件における利益とは、A社単独の利益ではなく、A社とその子会社の連結の利益を意味するものと判断した。Wilberforce 卿によれば、A社の企業グループに留まって働くためのインセンティブを原告に与えることができ、そして、自らの業績の測定基準となりうるのは、A社とその子会社の連結の利益だけであった。これに対して、A社単独の利益を参照する趣旨は、わからないとされた。そもそも、A社単独の利益は、A社の取締役会、実質的には、A社の支配株主であるYが、B社などの親会社である自社に計上すると決めた、企業グループ全体の利益を、事実上意味する。Wilberforce 卿が、本件条件における利益がA社単独の利益を意味しないと判断したのは、それでは、Xに対するインセンティブにも、Xの業績の測定基準にもなりえないからであった。

⑤ Reardon Smith Line Ltd. v. Yngvar Tangen-Hansen

Hoffmann 卿によれば、契約書解釈の「根本的変更」のもうひとつの先例上の根拠は、Reardon Smith Line Ltd. v. Yngvar Tangen-Hansen⁽¹⁰⁸⁾にある。

同事件では、ノルウェー・クリスチャンサンズの海運パートナシップ（以下、B社と呼ぶ）が、日本の船会社（三光汽船。以下、C社と呼ぶ）との間で、同社から、日本の造船所で建造予定のタンカー1隻（以下、本件タンカーと呼ぶ）を定期傭船する旨の契約を締結し、ついで、ウェールズ・カーディフの船会社（以下、A社と呼ぶ）が、B社との間で、同社から本件タンカーを再定期傭船する旨の契約を締結した。B社とC社との間の本件タンカーの定期傭船契約書は、本件タンカーの仕様を詳細に定めており、本件タンカーを「命名までは大阪造船船体番号354番と呼ばれる新造タンカー the good newbuilding tank vessel called Osaka Shipbuilding Co. Ltd. Hull No. 354 till named」と呼んでいた。これとほぼ同じ呼称は、B社とA社との間の本件タンカーの再定期傭船契約書でも使用されていた（ただし、そこでは、船体番号 Hull No. ではなく、船台番号 Yard No. と表記されていた）。両契約書における本件タンカーの呼称の共通点は、造船所名に由来する「大阪 Osaka」と、そこでの船体番号（または船台番号）に由来する「354」であった。C社は、大阪府の訴外造船所（大阪造船。以下、P造船所と呼ぶ）に本件タンカーを発注しようとした。ところが、P造船所の船台では、本件タンカーよりも小型の船舶しか建造することができなかった。そこで、本件タンカーの建造につき、つぎの請負・下請負の連鎖的な契約関係が形成された。すなわち、P造船所は、住友グループの2社と共同出資して、長崎県大島に造船所（大島造船。以下、Q造船所と呼ぶ）を設立した。Q造船所は、P造船所との間で、本件タンカーを建造する旨の契約を締結した。

(108) [1976] 1 W.L.R. 989 (H.L.(E)).

P造船所は、住友グループの1社との間で、本件タンカーを建造して引き渡す旨の契約を締結した。そして、住友グループの同社が、リヴェリアの船会社（以下、D社と呼ぶ）との間で、P造船所を使用して本件タンカーを建造し引き渡す旨の契約を締結した。⁽¹⁰⁹⁾ 本件タンカーは、Q造船所では「大島004番 Oshima 004」と呼ばれていた。Q造船所は、上述の各定期傭船契約書の所定の仕様に従って本件タンカーを建造し、完成させた。本件タンカーは、Diana Prosperity と命名された。本件タンカーの引渡しは、第1次石油危機の直後の時期と重なった。当時、タンカーの傭船市況は悪化していた。このため、再定期傭船者であるA社は、本件タンカーの受領を拒絶し、そのための権利を有することの確認を求めて、訴訟開始召喚 originating summons により、高等法院で訴訟を開始した。

A社側は、「大阪354番」は、その供給が合意された将来動産 future goods の「明細 description」の一部をなしており、動産の売買契約からの類推により、その明細からの逸脱 departure は、契約の他方当事者に、目的物とされた動産の受領を拒絶する権利を与えるが、本件タンカーはP造船所で建造されておらず、「大阪354番」でなかった点に逸脱があるので、A社は本件タンカーの受領を拒絶する権利を有する、と主張した。そして、B社側もまた、傭船者としてA社と同様の立場にあるため、C社に対して同様の主張をした。本件の争点は、A社およびB社が、上述の各定期傭船契約に基づいて、本件タンカーの受領を拒絶の権利を有するかどうか、であった。

本件タンカーは、再定期傭船契約が定めた仕様を充たすものとされていた。しかし、イングランドの裁判所としては、そのことだけで直ちに、本件タンカーが大阪府のP造船所で建造されなかったという事実を無視

(109) 最終的には、C社は、税制上の理由からか、本件タンカーを自社で所有せず、D社を所有者とした。そして、C社は、D社との間で、同社から本件タンカーを定期傭船する旨の契約を締結した。

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

して、各定期傭船契約で合意された明細に本件タンカーが適合すると判断することもできなかった。Mocatta 高等法院判事は、本件タンカーは、各定期傭船契約で合意された明細に適合していないが、問題の状況では A 社および B 社は本件タンカーの受領を拒絶する権利を有しない、と判断した。これに対して、控訴院は、本件タンカーは契約で合意された明細に適合しており、A 社および B 社は本件タンカーの受領を拒絶する権利を有しない、と判断した。これらの下級審判決に共通するのは、契約書の解釈との関連でそのようにしたかは措くとして、A 社および B 社本件タンカーの受領を拒絶する権利は認められないとした判決の理由づけに、周囲の状況を援用せざるをえなかった点であった。A 社および B 社は、控訴院の判決を不服として、貴族院に上訴した。

貴族院は、裁判官の全員一致で、A 社および B 社の上訴を棄却した。自らの意見において、Wilberforce 卿は、「ある条項の解釈を可能とするために、いかなる証拠が用いられるかを定義するのは、容易ではない」と前置きしつつも、日本の造船業界の造船下請けに関する慣行が、2つの外国（ノルウェーと連合王国）の船会社の間での船舶の転貸借契約の解釈に関連があると主張するのは、自分の考えでは、許容されることを超える、と述べた。しかし、Wilberforce 卿は、本件タンカーの再定期傭船契約を、その契約書の文面のみで解釈すべきであるとは考えなかった。

しかし、この証拠を否認して、文書の四隅の内に留まらなくてはならない、ということにはならない。いかなる契約も、真空の中で行われるのではない。契約が置かれなくてはならない背景 a setting in which they have to be placed が、必ずある。適法に顧慮されるものの性質は、通常は「周囲の状況 the surrounding circumstance」と呼ばれるが、この句は、不正確である。それは、例示することはできるが、定義することのできないものである。商事契約 commercial contracts においては、裁判所がその契約の商業上の目的 commercial purpose を知る

べきことは、間違いなく正当であり、そして、このことは、取引の発端、その背景、その文脈および当事者が活動している市場に関する認識を、前提とする。⁽¹¹⁰⁾

Wilberforce 卿はまた、契約書以外の証拠として背景を許容するにあたり、当事者が背景を認識していたことまでは要求されない、と判示した。

解釈の補助として許容されるためには、これらの契約書外部の事実は、契約の両当事者の認識の内になくしてはならない、としばしば言われるが、この要件は、狭すぎる意味で述べられるべきではない。人が契約の当事者の意思について語るときには、人は客観的に語っており—当事者自身は自分の意思がどのようなものであったかに関する直接証拠を提出することはできない—そして、確定されなくてはならないのは、当事者の状況に置かれたならば合理人が有したであろう意思とみなされるべきものである。同様に、人が目標 aim, 目的 object または商業上の目的 commercial purpose について語るならば、人は、当事者の状況において合理人が考えていたであろうことについて客観的に語っている。裁判官が「知っていたまたは知っていたとみなされなくてはならない knew or must be taken to have known」という言葉を使用すると考えられるのは、この意味であって、擬制認識 constructive notice という意味でも、事実の主張を禁じる estopping fact という意味でもない。(以下略)⁽¹¹¹⁾

契約書以外の証拠として背景が許容されるためには、当事者が契約時にその背景を現実に認識していなくてはならないか。また、当事者が契約時に背景を現実に認識していなかったとして、当事者が背景を認識して

(110) [1976] 1 W.L.R. 989 at pp. 995 G-996 A.

(111) Ibid at p. 996 E-F.

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

いたと解されると判断することが裁判所に許されるならば、それはどのような場合か。Wilberforce 卿の見るところ、これらの問題については、貴族院の先例は不明確であり、その方向は定まっていなかった。Wilberforce 卿によれば、背景は、客観的に確定されるべきものであって、当事者の現実の認識ないし主観的意思に直接に関係はしない。しかし、他方で、裁判所は、当事者の意思内容を確定する際に基準となる合理人を、当事者の立場ないし状況に置くことにより、当事者の客観的に確定された意思が当事者の主観的意思から遊離し、不当な結果を招く事態を避けなくてはならない。背景とは、当事者の意思を客観的かつ適切に確定する際に、合理人ないし裁判所が置かれるべきところであった。

私は、貴族院裁判官の全員が、異なった言葉で、同じことを述べていると考える一すなわち、裁判所がしなくてはならないことは、当事者がいたのと同じ事実の基盤に *in the same factual matrix as that in which the parties were*, 思考の上で *in thought*, 自らを置くことである。これらすべての意見は、つぎのことを暗黙裡に認めているように、私には思われる。すなわち、関連がある背景 *the relevant background* を追究するにあたって、当事者が契約する状況の一部をなす事実で、当事者の一方または双方が、当事者の心が別の事実に向けられまたは集中しているので、それに特別の関心を抱いていないかもしれないものが、存することがある。その結果、尋ねられれば、当事者は、自分たちはこれらの事実を念頭に置いていなかった、と主張するであろう。しかし、そのことは、それらの事実が、そこにおいて契約が解釈されるべき客観的背景 *a objective setting in which the contract is to be construed* の一部をなすことを妨げない。私は、以上のことが、本件でその通りであることを、示すつもりである。⁽¹¹²⁾

(112) Ibid at p. 997 C-D.

Wilberforce 卿は、このように述べて、本件タンカーの各定期傭船契約がなされた事実的背景 the factual background と、本件タンカーの各定期傭船契約の商業上の目的 the commercial purpose とを、それぞれ問題とした。

Wilberforce 卿によれば、本件タンカーの各定期傭船契約の商業上の目的とは、中型タンカー1隻を、契約で定めた用途に従って、A社およびB社に利用可能にすることであった。問題は、通常の定期傭船契約とは異なり、各定期傭船契約の締結時に、その目的物である本件タンカーが存在しないどころか、その建造すら開始されていなかった点にあった。定期傭船契約においては、傭船される船舶の性能が、特に重視される。そこで、本件タンカーの各定期傭船契約書においては、その仕様が詳細に定められていた。他方で、本件タンカーが各定期傭船契約の締結時には存在しなかったことから、各定期傭船契約の対象物となる船舶を特定するために、何らかの手段を講じることが、各定期傭船契約の当事者の間で合意されていた。この措置は、本件タンカーの傭船を約束する者が、本件タンカーを再傭船に付したり、さらに、必要であれば、資金調達を手配したりするのを可能にするために、必要不可欠であった。そこで、各定期傭船契約の目的物である船舶の同定は、各定期傭船契約書において、まずC社、ついでB社の指定によって、行われるものと定められた。したがって、契約書の文面によれば、「大阪354番」は、本件タンカーが正式に命名されるまでの、名前の単なる代替物であり、目的物となる船舶の特定を可能にする手段を傭船者に与えるためののみ、役立つものであった。

Wilberforce 卿は、各定期傭船契約書に記載された本件タンカーの明細のうち、「船台番号354番 Yard No. 354」と「P造船所によって建造された built by Osaka Shipbuilding Co. Ltd.」という言葉が、2つの重要な要素であると指摘した。これらのうち、「船台番号354番」という言葉については、P造船所には本件タンカーを建造するのに適した船台がない

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

との背景事実に照らせば、A社とB社との間の定期傭船契約書における船台番号の使用は、特定の船台での建造を表示すること以外の目的を有していたに違いなかった。それは、問題の「船台番号354番」が、債務を創設する言葉というよりは、むしろ「呼称を与えている labelling」言葉であることを示すものであった。

加えて、「P造船所によって建造された」という文言については、Wilberforce 卿によれば、本件タンカーは確かにQ造船所で実際に建造されており、同造船所では「大島004番」という呼称が付与されていた。しかし、背景として認定された事実によれば、本件タンカーの設計、建造工程の組織化および技術指導をし、その建造のために応援要員を派遣していたのは、P造船所であった。

以上の理由から、Wilberforce 卿は、本件タンカーは「P造船所船体番号354番 Yard No. 354 at Osaka Zosen」もしくは「P造船所によって建造され、命名までは船体番号354番として知られるもの built by Osaka Shipbuilding Co. Ltd. and known as Hull No. 354 until named」にあたりと認定した。そして、本件タンカーは、各定期傭船契約書の明細に適合する以上、A社およびB社には、再定期傭船契約に基づいて本件タンカーの受領を拒絶する権利はない、と結論づけた。Wilberforce 卿からすれば、A社側およびB社側の主張は、同一性 identity の問題と識別 identification の問題とを混同する点で、重大な欠陥を含むものであった。

⑥ 証拠として許容される背景から除外されるもの—契約締結交渉過程

Prenn v. Simmonds および Reardon Smith Line Ltd. v. Yngvar Tangen-Hansen の両事件において、Wilberforce 卿は、裁判所が、契約書の解釈において、取引の背景を証拠として許容することを通じて、そこから現れる取引の目的を参照すべきことを提唱した。ICS 事件における Hoffmann 卿が、両事件での Wilberforce 卿の意見を再評価したのは、契約書で使用された言葉の自然かつ通常の意味の探究と確定だけでは、契約書の解

釈を適切に行うことができないと考えられる場合に、取引の背景の認定を通じて、そこから現れる取引の目的が、契約書の適切な解釈に必要なかつ有用であることを例証した点にあると見られる。

ところで、そもそも上述の両事件において、Wilberforce 卿が、取引の背景から現れる取引の目的に従った契約書の解釈を積極的に提唱したのは、なぜだろうか。さらに言えば、裁判所は、取引の背景の認定という、いわば迂路を経なくても、裁判所は、取引の背景よりも契約書の解釈に直接に関連がありそうな事実を、証拠として許容すればよいのではないか。たとえば、契約締結に向けた交渉における当事者のやりとりや、当事者の契約締結後の言動などを、裁判所が端的に証拠として許容すれば、同様の結果を得られるのではないか。これらの疑問に答えるには、Prenn v. Simmonds および Reardon Smith Line Ltd. v. Yngvar Tangen-Hansen の両事件で、Wilberforce 卿が、契約書の解釈の際に、証拠として排除したものに、目を向ける必要がある。

Reardon Smith Line Ltd. v. Yngvar Tangen-Hansen では、国籍を異にする海運企業の間で締結された定期傭船契約の契約書中の、傭船される船舶の明細の解釈が、問題とされた。Wilberforce 卿は、その解釈には関連がないとの理由から、日本の造船業界における造船下請けの慣行を証拠として許容しなかった。定期傭船市場においては、国籍を異にする企業の間での再定期傭船は、世界規模で常態化している。したがって、同卿は、国籍を異にする海運企業の間で締結される定期傭船契約の契約書の解釈に、当事者にとって遠隔地の取引の慣行を安易に持ち込むべきではない、と判断したものと思われる。

より重要なのは、Prenn v. Simmonds である。同事件では、X側は、XがYとの間で、Yが支配するA社の普通株式を所定の条件を充たせばXに譲渡する旨の捺印証書契約を締結するまでの交渉（とりわけ、Xが、交渉時に、A社の発行済普通株式に対する配当可能利益をYが一方的に決定しうることを懸念していたとする、ある証人の証言）を、裁判所が

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

証拠として許容すべき旨を主張していた。この点につき、Wilberforce 卿は、X側の主張を斥けた。その理由は、一言でいえば、契約締結に向けた交渉（以下、契約締結交渉と呼ぶ）のやりとりの証拠は「役に立たない unhelpful」、というものであった。やや長いが、以下に引用する。

これらのやりとりの証拠を認めない理由は、技術的なものでも、主として便宜的なものでもない（もっとも、その証拠を認めることは、事件を著しく長引かせ、その費用を増加させた）。その理由とは、単に、そのような証拠が役に立たないからに過ぎない。本来、交渉が難航している場合には、当事者の立場は、やりとりする手紙ごとに変化しており、最終合意までは、互いに近寄っていくが、なお一致していない。合意を記録するのは、最終文書だけである。もし事前の文書が異なる表現を用いるならば、どのようにして、そうした表現の解釈は、それ自体疑わしい過程であるが、契約の文言の解釈に役立つのか。もし同じ表現が用いられるならば、過去を顧みることによって得られるものはない。無論、関連がある周囲の状況が異なっているかもしれない以上、何か失われるかもしれない。そして、この段階では、頼みとすべき当事者の合意はない。事前の文書は当事者の目的を説明するために参照してよい、と主張されるかもしれない。限られた意味では、これは正しい。取引の商業上ないし営業上の目的は、客観的に確定されれば、取引を取り巻く一事実かもしれない。（中略）そして、もし、ある解釈が、その契約を無駄なものにする限りで、完全にその目的を挫折させることが証明されるならば、そのことは、もし合理的に認定されるならば、残された解釈にとって効果的な論拠となるかもしれない。しかし、それを超えて進むのは困難かもしれない。ある解釈が、または別の解釈が、共通の意思にどこまで効力を与えるかは、程度または判断の問題かもしれない。当事者は、無論、その意思を、異なる調子で追求しているかもしれないし、そして、異なる範囲で、そして

異なるやり方で、それを実現したいと願っているかもしれない。用いられた言葉は、双方にとって異なることを意味する決まり文句を表現するかもしれないし、しばしば現実にそうであるが、それにもかかわらず、それが「合意」に達する唯一の方法であるという理由で、かつ、争いが将来生じないことを願いつつ、承諾されるのかもしれない。その場合の、唯一のいつもの経過は、その「自然の」意味を確定しようとすることである。それよりもはるかに、そして全く危険であるのは、一方当事者の目的の証拠を一たとえそれが他方当事者に知られているとしても一認めることである。それがどんなに強力に追求されるとしても、他方当事者はそれに部分的な承認しか与えるつもりがないかもしれないし、ギブ・アンド・テイクの世界では、人はしばしば自分が欲するよりも少ないもので満足しなくてはならない。したがって、やはり、共通の意思が、どの程度、その特定の目的が実現されることを内容としていたかは、憶測の問題であろう。⁽¹¹³⁾

Hoffmann 卿は、第3原則において、契約締結交渉および当事者の主観的意思の証拠は、証拠として許容される背景から除外される、と述べた。しかし、その理由については、同卿は、単に「法は、この区別を実務上の方針に関する理由で設けており、この点に限り、法的解釈は、われわれが日常生活で発話を解釈するやり方とは異なる」と述べるだけであり、契約締結交渉の証拠の有用性を否定する Wilberforce 卿の上述の発言への賛否または評価を明らかにしなかった。他方で、第2原則において、Hoffmann 卿は、証拠として許容される背景の内容について、背景が当事者に合理的に利用可能であったという要件が充たされれば、「背景は、合理人が文書の文言を理解した仕方に影響したであろうことは何であれ、完全に含む」と述べていた。Hoffmann 卿は、証拠として

(113) Ibid at pp. 1384 H-1385 D.

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

許容される背景の内容を、幅広く想定している。裁判所による契約書解釈の方法を、日常生活で発話が解釈される常識的なやり方に近づけようとする Hoffmann 卿の志向からすると、契約締結交渉および当事者の主観的意思は、当事者の立場に立った合理人であれば理解したであろう、言葉の意味を明らかにするものであれば、その客観的な認定が可能である限り、証拠として許容されそうである。Prenn v. Simmonds においても、A社の株式の譲渡を目的とする捺印証書契約の締結交渉でのXとYのやり取りが、証拠として許容されていたかもしれない。学説もまた、一般に、証拠として許容される背景から、契約締結に向けた事前の交渉および当事者の主観的意思を除外することを批判する。Hoffmann 卿の第3原則は、後に活発な議論を呼ぶことになった。

(五) 契約書解釈の現代的アプローチ

最後に、今日のイングランドの裁判所が採っているとされる契約書解釈の現代的アプローチとは、どのようなものか。McMeel は、上述した契約書解釈の伝統的アプローチと対比するために、解釈の目的、言葉に対する裁判所のアプローチ、そして裁判所が考慮する証拠資料、という3つの観点に即して、つぎのようにまとめている。

第一に、解釈は、文書が合理人に伝達する意味の確定に関わっている。それは、何らかの（擬制的な）共通の意思の発見には関わっていない。当事者は、双方とも、当事者が使用した言葉の意味およびその効果に関して、合理人の基準を適用する、独立した裁判所の決定を承認するという前提で、契約を締結したものとみなされる。この意味で、意味は客観的に確定される。⁽¹¹⁴⁾

第二に、裁判所は、文言至上主義 literalism または構文論 syntax および意味論 semantics の技術的主張に基づくアプローチよりもむしろ、契約の言葉の意味に対して常識に基づくアプローチ a common sense ap-

(114) *McMeel* (2011), para. 1.44.

proach を採用する。一般原則としては、常識に基づく解釈が優先されるべきであるが、ある種の契約および契約条項に関しては、法政策に基づいて、言葉に対するより厳格なアプローチが採られるかもしれない。⁽¹¹⁵⁾

第三に、言葉の解釈の際に、裁判所は、文書の他の部分の直接の文脈だけでなく、周囲の状況すべてをも、関連があるものとみなす。このアプローチは、特定の句または条項が不明確または多義的であるかどうかを問わず、適用される。言葉が多義的であること ambiguity は、もはや、外部証拠に依拠する際の前提条件ではない。⁽¹¹⁶⁾

四 結語に代えて

イングランドの裁判所は、その条項をすべて書面に記載した書面契約の場合に、伝統的に、原則として、契約書以外の証拠を許容せず、言葉の自然かつ通常の意味（ないしは平明な意味）に従って契約書を解釈してきた。⁽¹¹⁷⁾

しかし、言葉の自然かつ通常の意味に従った解釈にも、死角があった。背景が証拠として許容されるのは、伝統的に、契約書という言葉が多義的である場合にはほぼ限られていたからである。したがって、言葉が多義的であるというまでには至らないが、広く、当事者が言葉または構文を誤用した場合には、契約書の書面に現れた言葉の自然かつ通常の意味を探究

(115) *Ibid*, para. 1.45.

(116) *Ibid*, para. 1.46.

(117) 北村一郎「契約の解釈に対するフランス破毀院のコントロール(1)(2)」法協93巻12号(1976年)、94巻1号(1977年)および沖野眞巳「契約の解釈に関する一考察(3)」法協109巻8号1頁、36～75頁は、19世紀のフランスにおける「明瞭かつ明確な条項」の理論について詳細な検討を加えている。契約書の解釈において「明白な意味」ないし「自然かつ通常の意味」を重視する19世紀イングランドの判例との比較対照は、同時代のフランス法(学)がイングランド法(学)にどのような影響を及ぼしたのかを考えると、検討を要する問題と思われる。

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

するだけでは、契約書の解釈において妥当な結果を得ることは難しかった。この問題に対処するために、Hoffmann 卿は、言葉の意味ではなく、言葉の使用者が意図した意味を、その主観的意思を問わずに、専ら背景（ないし周囲の状況ないし事実の基盤）に依拠して、当事者の立場に置かれた合理人の理解を基準に、客観的に確定しようとした⁽¹¹⁸⁾。そのことを、Hoffmann 卿は、第 1、第 2、第 4 の各原則で述べた。

Hoffmann 卿は、ICS 事件において、Wilberforce 卿が意見を述べた 2 つの先例を根拠に、言葉または構文の誤用事例において、客観的に確定された取引の背景と、そこから現れる取引の目的に従って契約書の解釈を行いうること、そして行うべきことを明らかにした。それは、契約書の言葉の潜在的な多義性の有無に代えて、当事者が契約書の言葉または構文を誤って使用したに違いないと裁判所が判断すれば、周囲の状況は証拠として許容されることを意味した。

Hoffmann 卿の 5 原則は、イングランド法における契約書解釈のアプローチの刷新をもたらしつつある。しかし、Hoffmann 卿の 5 原則は、長い時間をかけて継続的に形成され、法律実務および取引実務に定着した契約書解釈の伝統的アプローチの、単なる再構成に留まるものではない。契約書解釈の伝統的アプローチの下で、イングランドの法律実務および取引実務は、取引の確実性および予測可能性を高めるため、契約書の文言を重視し、契約書の作成に入念な注意を払うだけでなく、取引費用を節減するため、契約類型に即して契約書の定型化を推進してきた⁽¹¹⁹⁾。

(118) *Vogenaer* (2007), pp. 128-129 は、Hoffmann 卿の第 1 原則が「ドイツ契約法で採用された一般的アプローチと完全に一致する」と指摘する。

(119) 貴族院裁判官として Hoffmann 卿と同僚であった Steyn 卿は、イングランド法における契約解釈の客観的アプローチの利点に関連して、つぎのように述べている。「わが法は、一般に、契約の客観理論に基づいている。(中略) イングランドのアプローチ [契約解釈の客観的アプローチ—筆者] の商業上の長所は、それが契約紛争の解決における確実性と予測可能性 certainty and predictability in the resolution of contractual disputes を促進す

Hoffmann 卿の5原則は、その適用の仕方によっては、イングランド法の長所と伝統的に目されてきた法的安定性を害しかねない危うさを秘めている。その意味で、Hoffmann 卿の5原則のうち最も議論を呼んでいるのは、第3原則である。Hoffmann 卿は、第3原則において、注意深く、契約書の解釈において、証拠として許容される背景から、「当事者の事前交渉および当事者の主観的意思の表明」を除き、これらの証拠は許容されないとした。当事者の契約締結に向けた事前交渉の許容性の問題は、Prenn v. Simmonds において提起されたが、Wilberforce 卿は、その証拠としての有用性を疑問視する一方で、取引の背景を巧みに構成し、そこから現れる取引の目的に従った契約書の解釈を行うことにより、その問題の検討を不要とした。ICS 事件においては、契約の相手方が多数となるため、原告機構は契約書（本件書式）を予め起草させ、その内容を定型化していた。したがって、契約締結に向けた事前交渉の過程の許容性は、問題とならなかった。

しかし他方で、Hoffmann 卿は、第2原則において、証拠として許容される背景の内容を幅広く捉えている。そこには、取引の背景と、そこから現れる取引の目的が、契約書の解釈のために証拠として、少なくとも理論的には、常に許容されるべきであるとする志向が、看取される。

Hoffmann 卿の5原則は、イングランド法における契約書の解釈に様々な問題を提起し、その余波は現在も収まる気配がない。その余波のうち

る、ということである。したがって、原理的には、契約当事者がその意思を有するものとするために、紛争の際に、裁判所が、合理性という客観的な基準 an objective standard of reasonableness を適用して、事件を判断することは、不公正ではない（Sir Johan Steyn, 'Contract Law; Fulfilling the Reasonable Expectations of Honest Men' (1997) 113 L.Q.R. 433 at p. 433）。Hoffmann 卿の5原則が支持を集める一方で、批判も招いているのは、Steyn 卿のいう「合理性という客観的基準」によるコモン・ローの合理化の進展に対する期待と、その内容の不透明さないし不確実さからくる不安ないし懸念とが交錯しているからかもしれない。

イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」

最も顕著なものは、当事者の契約締結に向けた事前交渉の証拠の許容性
の問題⁽¹²⁰⁾である。この問題については、別稿で検討する。

【追記】 本稿は、2012年度科学研究費補助金（若手研究（B） 課題番号
22730011）による研究成果の一部である。

(120) この問題を提起したのは、Chartbrook Ltd. v. Persimmon Homes Ltd.
[2009] UKHL 38, [2009] 1 A.C. 1101 (H.L.(E.)) である。